

---

## 平成29年第7回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

---

平成29年12月7日(木)

---

### 1. 議事日程第3号

平成29年12月7日(木) 午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	秦 時 雄
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	河 野 博 文

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	山 本 五十六	議事係 長	山 本 恵一郎
-------	---------	-------	---------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政

建設水道課 水道室長	穴井智志	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	藤林民也
農林業振興課 参事	湯浅詩朗	商工観光振興 課長	秋好英信
会計管理者兼 会計課長	江藤幸徳	人権同和啓発 センター所長	帆足浩一
教育総務課長兼 新中学校開校 推進室長	長尾孝宏	学校教育課長	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧石裕一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子
総務課 行政係長	和田育男		

午前10時00分開議

○議長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

○議長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は5名です。よって、本日7日の1日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） おはようございます。7番廣澤俊幸です。

ことしも残り少なくなりましたが、まだ自分自身の振り返りをしていませんので、結果について申し上げられませんが、日ごろ私が気になっているようなことについて中心にきょうは質問をさせてい

ただきたいと思います。

最初の質問ですけれども、経済効果についてでございます。

私が言うまでもなく、経済効果は、ある事業やイベント、ブランドなどが地域経済に及ぼす影響の大きさを金額に換算したもので、例えばくまモンのキャラクターは1,000億円の経済効果、ワールドラグビー2019においては2,300億円の経済効果があると言われております。一般的に事業やイベントの経済効果は、交流人口と金額が一体で示されますが、本町における事業やイベントの経済効果は、多くの人 came とか、たくさんの人 came とか、そういった抽象的な表現で示され、交流人口がひとり歩きし、金額効果は全くと言っていいほど示されておられません。

そこでお伺いをいたしますが、本町の経済効果はどのような指標で表示しているのか、お伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） おはようございます。

廣澤議員の御質問にお答えをいたします。

経済効果の指標は何をもって表示しているかという問いにつきましては、玖珠町では、経済効果や経済波及効果を分析する産業関連表などの専門的かつ統計的な調査は実施できておりません。県内では大分県を初め由布市などでは大銀経済経営研究所等の作成業務等が行われているようでございます。したがって、玖珠町では公共事業や企業の設備投資で発生した関連需要や雇用者所得、さらには各種政策に関連した消費動向に至る付加価値、効果測定までの分析は難しい状況でございます。そのため、町の施策関連におきまして、商業、工業、観光振興の費用対効果の判断となる事例を幾つか申し上げます。

まず、プレミアムつき商品券販売事業につきましては、確実に町内消費を促進する事業となっており、平成28年度実績では補助金600万円に対して5,360万円の消費喚起につながっております。特に、大型店を除く換金率が78%と高く、地元商店には4,160万円の経済波及効果をもたらしております。

次に、企業立地促進条例に基づく助成金でございます。平成28年度実績では、固定資産税に対する助成金を215万円、新規雇用助成金90万円を助成しております。これは、新たな雇用の創出、地域経済の振興を図るため、設備投資、新設の場合は1,000平米以上で投下固定資産総額5,000万以上、増設の場合は500平米以上、投下固定資産総額2,700万円以上を行った企業さんに対しまして、投資額に対する助成10%、限度額3,000万円、固定資産税に対する助成、新設の場合は5年間、増設の場合は3年間、新規雇用対象者1人10万円に助成措置を講じる内容となっております。設備投資や新規雇用に対する実績払いとしての助成措置を行っております。

次に、創業支援事業でございます。一昨年より、玖珠町、九重町及び大分県スタートアップセンター、両町商工会、地元金融機関と連携をいたしまして創業セミナーを開催しながら、新たに店舗を構えたり事業展開をされる方々に2分の1の補助、限度額50万円を支援しております。平成28年度には2名、本年度も2名の創業支援を予定しております。いずれも100万円を超える設備投資をされて、

新たに事業をされる方への支援でございます。

最後に、観光振興に関する経済効果につきましては、各種イベントや交流人口の集客数が一つの判断材料になろうかと思いますが、特に客観的な指標といたしまして、これまで投資されてきた町内の指定管理施設（道の駅、三日月の滝公園、豊後森機関庫ミュージアム、カネジュウ館）を初め、久留島武彦記念館等における入場者数の推移など現状把握に努めております。玖珠町まち・ひと・しごと創生戦略では、交流人口、特に施設利用者32万5,000人から35万人への指標が掲げられております。常に対前年比較に注目しながら、効果検証を行っているところでございます。

また、現在、森まちなみ情報発信施設（カネジュウ館）、機関庫ミュージアム、道の駅等でもアンケートを実施していただいております。傾向と対策に努めながら、地域経済の発展につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 私が期待したのは、やはり玖珠町は経済効果はどういう仕組みでやるんだという基本のところを示してもらいたい。今、話を聞きますと、人口であらわしたり、いろんな形で異なっているわけで、金額でこれから全てあらわすんだよと、そういうことを検討してもらいたいです。県ができて、そして玖珠町ができないはずがない。できないことに挑戦するのが僕は仕事だと思うんです、仕事。できないからやらないというのは仕事をやってないということだと思う。その辺はよく考えてもらいたいと思うんです。

なぜこういうことを言うかということ、経済効果を言葉であらわすのは抽象的で、人それぞれの受けとめが異なります。ああ、よかったな、悪かったな、成功したな、成功しなかったな、いろいろ違うんです。金額評価、つまり数字はうそをつきません。金額表示なら事業やイベント、ブランド化が成功しかたどうか、町民が正確に判断できて共通の受けとめをできるわけです。成功したんだったらもっとできるから、予算をもっとふやしたらいいじゃないかと。あるいは、何年も金額は伸びてないやつはもう撤退したらいいじゃないかと、そういう判断材料が明確にできるんです。そのためにも、経済効果は金額換算できるように、ひとつ努力をしてもらいたい。そういうことをお願いしておきたいと思います。

次に、ななつ星、ディスティネーションキャンペーン、大騒ぎをしました。これまでの経済効果についてお伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 2点目の、ななつ星、ディスティネーションキャンペーンの経済効果についてお答えをいたします。

クルーズトレインななつ星 in 九州につきましては、現在、九州北部豪雨の影響に伴いまして、久大本線不通のため大幅なルート変更が発生し、日豊本線あるいは鹿児島本線での代替運行ルートが余儀なくされておりますが、来年夏の復旧に向けて、再び豊後森駅での停車が待ち望まれるところでござ

ございます。

ななつ星 in 九州につきましては、今でもたくさんの方が九州各地で手を振り続けており、ななつ星効果で知名度も上がり、海外から九州への訪問客も増加しているようです。玖珠町におけるななつ星列車の直接的な効果としては余り感じられませんが、豊後森駅に下車する乗客に対する豊後森機関庫の紹介に加えまして、童話の里らしいお出迎えの一日子ども駅長はかなり有名になっており、ロコミで広がった結果、希望者の半数以上は郡外のお子さんであり、遠くからは県外からも宿泊を伴って家族連れで来町されておりました。また、或る列車との共演、奇跡の30秒と言われました瞬間は全国的にも話題となりまして、毎回多くの鉄道ファンや見物客でにぎわっております。そして、何より車内で提供されている玖珠米、大吟醸玄亀は玖珠町が誇る2大商品でございます。JA玖珠九重からも特A米のPRとあわせて、ななつ星に提供しているという事実が商談会等での宣伝効果に大きな影響があり、販路拡大につながっていると聞いております。

次に、ディステーションキャンペーンについてでございます。

ディステーションキャンペーンは、JRグループ旅客6社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーンとして1978年（昭和53年）に、当時の日本国有鉄道と和歌山県の共同実施が始まりで、以降、毎年、全国各県で開催されております。平成27年7月から3カ月間、県内各地で開催された、おんせん県大分ディステーションキャンペーンの効果といたしましては、過去5年間における入り込み客数平均とその差を比較した結果、県外宿泊者8.4%増、来日外国人宿泊者74.2%の増、有料観光施設入場者数31%増となり、県内の入り込み客数は129万3,000人増加したと推計されております。

また、経済波及効果は、大分県の産業連関表に基づき算出した結果、直接効果は82億2,000万円、1次間接効果は30億3,000万円、2次間接効果は20億5,000万円となり、総合効果としては133億1,400万円、本DC開催による税収効果は9億2,200万円と推計されております。

玖珠町の取り組みといたしましては、DCキャンペーンにあわせて、町村会の事業あるいは地方創生の事業を活用いたしまして、観光客に対する2次交通手段としてタクシー、レンタカーの補助支援を行いました。また、地域の方々の御協力を得まして、ひまわりのおもてなし、ミニ列車運行、森地区観光振興事業、森町「酢屋」でのパッチワークキルト展などを共同開催いたしました。

ちなみに、2次交通では454名が利用されて、アンケート調査では918万円の消費効果が出ております。また、森地区観光振興事業として、実際に4,655人、パッチワークキルトでは6,490人の集客がございました。具体的な金額までは推計できませんが、周辺観光や食事施設などへの消費喚起につながったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） それなりの効果も出たということでございますが、これもやはり、経済効果をちゃんと金額で出せるような工夫をひとつしてもらいたいなと思っております。

それから、3番目のひとめぼれは昨年、特Aを受賞しました。受賞後の経済効果はどのように効果としてあらわれているのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） それでは、お答えをいたします。

米の食味ランキングにつきましては、一般財団法人日本穀物検定協会が良質米づくりの推進と米の消費拡大に役立てることを目的として、毎年食味ランキングを取りまとめて発表し、関係者の参考に供しているところでございます。平成28年産久大地域のひとめぼれが10年ぶりに特Aを獲得したところでございますが、町といたしまして、このことによる経済効果を把握する調査等は行っておりませんし、また把握することは大変難しいと考えているところでございます。

大分県の調査によりますと、九州で3年以上連続で特Aを獲得しています佐賀の「さがびより」、熊本の「ヒノヒカリ」、鹿児島島の「あきほなみ」は、米価の平均対比が年々上昇しており、その経済効果は継続的な特Aの獲得が必要となっているとのことです。また、「大分ひとめぼれ」につきまして一つの目安となる数値ですが、出荷業者が卸売業者等との間で相対で取引をする取引価格が、平成27年産米では西日本で25位だったものが、平成28年度産米では西日本で14位となっております。これは、特A獲得効果と言えるかと思えます。

良食味米への取り組みは全国的に広がっておりまして、10年前と比較すると、特A産地銘柄は3倍近くになっており、一方、米の国内需要は約1割減少し、平均取引価格も10年前と比べ安くなっているため、特A獲得イコール即、経済的な効果に結びつけることは難しいと考えております。しかし、玖珠米ひとめぼれは、岩田屋デパートでは全国の有名産地の銘柄米と同程度の価格で販売されており、米のブランド商品として取り扱われております。また、品質の特性上、玖珠町の地形、気候に合っており、平成29年主食用米作付面積825ヘクタールのうち、ひとめぼれの作付は543ヘクタール、65%以上を占めておりまして、良食味地域としても確立をいたしております。

今後も関係機関と連携をして特A産地銘柄の継続を重ね、高値販売と消費拡大に向けてPRを行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 今の話は経済効果が出たというような説明とは受け取れないんですけども、農協とやっぱり調整をしながら、特Aをとったものをどうやって市場に多く流していくのか。あるいは、価格はどう変動して、そして農業就業者がどれだけ所得をふやすことができたのか、そういうことをきちんと把握しないで、特Aとった、特Aとったって、ひとり歩き、言葉がしている。僕は、悪いけれども、品評会のまちじゃないかと思っているんですよ、品評会のまち。金賞とりました、何賞とりました。わあわあ喜んで、それで終わっている。そうじゃないでしょう。本来の品評会というのは、それをベースにブランド化したり、あるいは拡大したり、そして経済効果を上げて農業も潤うと。そういう循環、経済の拡大、再生産につなげることが大事だと思うんですが、どうも品評会で終わっ

ているような気がする。そのために、やっぱり数字できちっと経済効果を出して、これが経済効果が出てないんだけども何なんだと、そういうことを農協と積極的に打ち合わせをして、問題点の解決をしてもらいたい。そういうことをひとつ必ずやってもらいたいと思うんです。

そういうことをやらないと就農者もふえませんが、農業をやればもうかるな、よし、俺もやるかと。そういうことにもつながる。若い人がいない。高齢化がどんどん進んで若い人がいない、いない言っている中で、やはり成長産業ですよということにつなげていかないと、就農者は若い人がふえるわけではないはずなんです。そういう循環型の農業というか、人を引きつける循環がどうなのかということまで踏み込んで、ひとつ検討してもらいたいと思います。

2つ目の質問ですけれども、生産性向上についてです。

今日、日本は人口の減少が進行する中、最近では第4次産業革命という言葉が頻繁に見聞します。政府は、企業では人口の減少対策としてI o Tと言われるインターネットと全てのものを融合した働き方革命、すなわち生産性向上に取り組もうとしております。そもそも生産性とは、事務作業であれ、製造業であれ、生み出す成果をどれだけの投資を投入して達成したかという比率であり、生産性イコール成果割る投入資源であらわされます。その生産性の精神は、最小の投資で最大の効果です。

そこで、伺いをしますが、執行部は生産性向上の意義というのをどのように捉えているのか、伺いをします。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 議員の言われます生産性向上でございますけれども、地方自治体を初めとする公共サービスの提供を目的とした公務職場におきましては、その言葉を認識する機会は余りございません。生産性向上という言葉は公務職場を除く分野、中でも民間経済活動における分野において広く使用されていると認識しております。

公務におきましても、請負工事や補助事業などがございますが、その遂行に当たっては経費や規模の無駄の省略、早期完了などを意識して予算査定やその執行に当たっているところでございますけれども、それ以外にも議員の言われる生産性向上という意味合いは、私どもが公務において言うところの、職員全体に関係する事務執行の能率化・効率化の推進、あるいは事務処理能力の向上などに該当するのではないかと考えております。

このことにつきましては、地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、さらには、続く同条第15項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」、以下は省略いたしますけれども、そのように規定されております。この規定が、私どもが業務を遂行していく上で常に意識をしておく必要があるもの、議員の言われる生産性向上を目指すことと同じ意味を持つものであると、そういうふうに認識しております。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 認識は同じだと思うんです。要は、効率化を進めているという話ですけれど

も、今、執行部で何か生産性向上のテーマを設定して運動を展開しているようなことはあるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 生産性向上に関する具体的運動でございますけれども、民間企業でいうところの何々生産性向上運動、あるいは〇〇改善運動などのような、いわゆるキャンペーンを伴った具体的運動は実施しておりません。過去におきましては、平成17年度作成の当時の行財政改革推進プラン、この中にキャッチフレーズといたしまして「経費節減！ゆめ実現！」をうたい、行財政改革に取り組んだ経緯がございます。

今後につきましては、現在、作成中ではありますが、新・行財政改革プランの策定後、そのプランの具体的な実践と達成に向けて、職員、組織を挙げて事務執行の能率化・効率化の推進、事務処理能力の向上などに努めなければならない、そういうふうと考えております。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 私は、前にも申し上げましたけれども、オムロンの企業理念に、オムロン、立石電機ですね。「機械にできることは機械に任せ、人はより創造的な仕事をしよう」と、そういうオムロンの企業理念がございます。これはずっと私、忘れないんですけども、それでそういうことから駅の自動改札機は生まれたし、いろんなものが生まれている。そういうのを考えますと、まず「タイム・イズ・マネー」という言葉を余りこの庁内で聞かないんです。金は時間なんです。一般質問を聞いていまして、単純明快に回答いただける方と、長々と説明して何を言っているかわからない方います。どっちが効率的なんでしょう。

そこで提案ですけれども、1人1日5分、効率を上げる運動、テーマを決めて運動をやったらどうでしょう。1人1日5分やれば、1カ月、20日稼働で100分、100分で12カ月だと1,200分、1人、短縮できるんです。1,200分ということは、時間換算だと年間20時間、有休3日とれますね。あるいは新たな仕事、これからどんどんふえてくるでしょう、行政の仕事は。そういうものにエネルギーを投入できる。それで、年間20時間削減、1人できれば、150人の職員だと3,000時間短縮になるんです。3,000時間、大きいですよ、これ。3,000時間だったら20人分、何か新たな仕事ができる。人をふやさないでもいいかもしれない。たった5分でもいい、全員に1つテーマを出せと。それを管理者はちゃんとチェックして、やっているかどうか。そういう運動をぜひ展開してもらいたいんです。どこの会社もやっていますよ。

昨年、経団連の榊原会長が、安倍総理にも政府・行政でも生産性向上をやらないとおかしいんじゃないかと提言して、それから動き出しているんです。行政ももうやろうとしているわけですよ。ぜひそういうことからすると、玖珠町役場もそういうテーマを設定して、一人一人がやればいいと思うんです。例えば、町長のところに判をもらいに行くのに、何か待っている時間があるでしょう。もったいないですね。だから、町長が見る時間は何時から何時だとか、途中でそれはいろいろトラブルとかイレギュラーはあるでしょう。あるけれども基本を決めておいて、その時間にちょっと判をもらいに

行くとか、幾らでも知恵を出せばあるはずなんです、効率化する。それから、各課の打ち合わせも、何日の、1日のうちで何時から何時までにしようよとか、午前中は一生懸命、前の日に残った仕事をやって、午後からの1時から2時の間に打ち合わせをしようとか、いろいろ知恵を出すことによって効率化できるアイテムはあると思います。

ぜひ、私は1日5分、1人、作業の効率化を上げるというような運動に取り組んでいただきたいと、そう思っておりますし、私の記憶が正しければ、8年前、町長が所信表明で、行政運営は最小の投資で最大の効果を上げるように努めるということを言われたと記憶しております。ぜひ、一人一人が目標を設定して、生産性向上、効率化に努めてもらいたいということをお願いしておきます。

そういう目標に向かって人が進めば、仕事は人を育てる、人間は仕事を通して成長するということで、人材育成にもなるはずなんです。そういう意味からも生産性向上、効率化に努めてもらいたいということをお願いしたいと思います。

3つ目の質問でございますが、町長の8年間の状況についてですが、朝倉町長におかれましては、1月に2期目の任期を迎えます。8年間、しがらみのない町政をスローガンに、町民の安心・安全を第一に、道半ばの事業も多々ありますが、中学生までの医療費の無償化、光通信の全地区導入、中学校の統合、シルバー人材センターの設営、久留島記念館や機関庫公園、慈恩の滝などの観光事業、企業誘致など推進する中、過去の負の遺産である畜産公社の解体、内帆足の水利権の確保、歳計外現金の処理など問題解決に努め、特に私は歳計外現金の情報公開については、朝倉町長でなければ公表を避け、情報公開することはなかったんだろうと感じております。

一方、前任者が手がけた事業とはいえ、ウエストファームやカウベルランドの事業は残されていますし、在任中に幾つかの事件もあり、スピード感に欠ける点はありますが、解決に向けて正面から向き合う姿は評価をしているところでございます。

そんな中で、町民の評価は人それぞれですが、私も時には批判をするし、町民の批判も耳にします。そのとき思い出すのはある本に書かれていたことです。それは、京セラの会長から日本航空の再建をなし遂げた稲森和夫氏にトヨタ自動車の豊田章男社長が内外から受ける批判の話をしたところ、稲森氏いわく、仕事をしていれば批判は必ず出てくると、何もしなければ批判も出ないと、批判は仕事をしているあかしだと言われたそうです。日航の再建では物すごい批判を浴びたのは皆さんも御承知のとおりだと思います。そういう中で、大なたを振るって再建にこぎつけた稲森氏ならではの発言であり、一般の会社においても成績がよいのは当たり前なんです。ですから、行政も目標を達成するのは当たり前なんです。少しでも会社が悪ければ、株主からけんけんごうごうとたたかれ、トップはまさに批判の宿命を背負ったものと言えます。

話が少しそれましたけれども、町長自身、8年間を振り返って、成果と課題を踏まえ、どのように自己評価をされているのか、お伺いをいたします。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 廣澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の言われる、町長職8年間の成果と課題の自己評価でございますが、その前に皆さんに、御存じのとおり、私は約40年間、民間企業で働いてきました。行政経験がない私に法令や条例、多種多様、幅広い住民ニーズ、予算の仕組み、議会制度など民間企業との環境、手法の違いに戸惑うことが多々ございました。しかし、議員各位や町民の皆様、役場職員の御理解と協力をいただきながら、無我夢中で1期4年を務め、その4年間の行政経験とそれまで培ってきた民間感覚を生かして、2期目を務めさせていただいております。

そして、これまでの行政の仕組みに固執することなく、可能な限り民間的な感覚を導入し、町政執行に努めていきたいと考えておりました。就任当時は、役場運営において役場職員との間で企業手法と行政手法との食い違いもありました。時間の経過とともに、お互いの意思疎通が図られたことにより、かなり解消できたのではないかと考えております。

8年前、私が当選したとき、町民の皆様が変化、変革、民間感覚などこれまで玖珠町に余りなかったのではないかとされる新しい風を期待しているのではないかと自分ながら肌を感じました。町政の分野において、先にできない理由を探すのではなく、できる理由から探すということを常日ごろ心がけている一つでございます。また、何事も自分が当事者だったら、また、自分だったらどうしてももらいたいかなどを念頭に置けば、おのずとどうすればベター、ベストな方法なのか導かれるのではないかと常に考えながら町政執行に努めてまいりました。

まず、成果と課題についてでございますが、玖珠工業団地につきまして、玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として、活力あふれる活気あるまちづくり（産業の振興）の具体的な施策として企業誘致を考えております。平成5年から整備を進めてきておりますが、本年度に本格的な造成工事が急ピッチで進められています。

このような中、今議会開会日の諸般の報告に申し上げましたように、11月21日に、東京都に本社を置く合板製造業の新栄合板工業株式会社に玖珠工業団地進出の表明をいただきました。これにより、現在整備を行っている団地の約半分が有効利用されることになり、あわせて地元雇用を中心に約50名の新規雇用、また90億円の設備投資など、町内の林業関係を中心に経済的な波及効果が大きく、産業の活性化・振興に大いに期待が持たれるところでございます。残り半分の10ヘクタールにつきましても、新たな企業誘致をし、さらなる雇用の確保が図られるよう、引き続き大分県と連携をとりながら、最大限の努力、営業活動をする必要があると思っております。

教育面において、昨年12月、西日本初となる公設民営塾「玖珠志学塾」が開校し、多くの美山高校生の生徒に利用されていますが、いかに成果を出せるか課題は山積していると思っております。

さらに、くす星翔中学建設事業につきましては、校舎建設工事が本格化し、平成31年の開校に向けて粛々と事業を進めているところでございます。平成31年4月開校予定のくす星翔中学につきましては、町内の7つの中学校を統合するものであり、これまでの当町の教育の歴史を振り返っても、まさに100年に一度という大事業であると思っております。地域の次代を担う子供たちのために、町内に1校になる新中学校の教育環境をよりよいものとし、すばらしい学校を末永く後世に残すことは我々

の責務と考えております。100年後、200年後の玖珠町の住民に誇れるよう、建学の理念、精神面、ソフト面の協議・検討を進め、童話の里にふさわしい中学校になるように取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、少子高齢化、人口減少対策についてでございます。

平成20年をピークに、日本の総人口は減少し続けております。これを受けて、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。また、平成26年12月には、国において、人口減少問題の克服を目指し、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が策定されました。

玖珠町においても、平成27年10月、玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みを実施しているところですが、玖珠町の人口は、残念ながら将来推計に近い形で減少しております。これからも、企業誘致により雇用の確保や新規就農者の増加に向けて取り組み、健康ウォーク事業の推進等により健康寿命の推進、長寿命化を図り、人口の減少をできるだけ食い止めていくとともに、仮に将来の人口推計まで人口が減少しても、持続可能な玖珠町を目指した取り組みが必要だと考えております。

本年度は、第7期介護保険事業計画の策定の年で、よりよい計画策定を行いたいと考えております。

冒頭に申し上げましたが、この8年間、議員の皆様の御理解と御協力、職員の努力、そして何より一番に町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、多くの課題解決や防衛交付金の有効利用、各種事業を実施することができたと思っております。

直近では、伐株山の展望KIRIKABU HOUSE、豊後森機関庫公園ミュージアム、道の駅慈恩の滝、森まちなみ情報発信施設カネジュウ館、久留島武彦記念館もオープンし、それぞれの施設は多くのお客様に好評をいただいております。予想される以上の人数の方が来ていただいております。さらなる交流人口の増加を図り、町にお金を落とすとしていただけるシステムを考えなければならないと思っております。

今後も、町政、財政運営など地方を取り巻く諸情勢は大変厳しいものがございますが、地域の皆さんの行政に対するニーズは多種多様で幅広いものがございます。町政における課題、懸案事項の解決を一つ一つ確実に図りながら、事業執行に当たり選択と集中、玖珠町として新規事業にどのくらいリスクをとれるか、いわゆるリスク許容度を常に意識し、検証し、長く持続できる玖珠町を目指し、町政運営を行っていかなければならないと思っております。

町政運営の詳細につきましては、平成29年第1回玖珠町議会定例会（3月議会）の施政方針で述べさせていただいておりますので詳しく申し上げますが、大きな課題の一つとして学校教育、社会教育など教育の振興、2つ目は幼児・高齢者・障害者の福祉の充実、3つは農業振興や企業誘致、観光などによる産業振興などと考えております。このほか、まちづくりの課題は多くありますが、これまでに述べた継続して取り組む課題、新たにに取り組む課題の解決に全力で取り組んでいかなければなりません。

私は、7代玖珠町長として、第5次玖珠町総合計画の基本理念である「自然を愛し 子どもとともに

に「夢を育み 誇りを持てる 心のふるさと 玖珠」を目指し、町民の皆様と協働した行政運営に心がけ、子供を産みやすく、育てやすく、安全で安心して暮らせる地域づくりに努力しなければならないと考えております。人と人とのつながりを大切にする地域、地域の資源をもとにした仕事が住民で行われる地域（町内でお金が回るシステム）、暮らしに必要なサービスが住民参加によってなされ、充実した公共サービスが受けられる地域、歴史を大切に、町並みや景観が美しく、学校教育や住民の文化活動が活発な地域、農山村を維持しながら都市と連携し、環境と生活文化を大切にする地域だと思っております。

最後に、自己評価についてでございますが、自分で自分を評価するのは大変難しいことがあります。町長の職務についてでございますが、私は個人的に政治家としての職務は20%、残り80%は行政マンであると思っております。地方創生、持続可能なまちづくりのいろいろな事業が具現化されましたが、私個人の発想もありますが、先ほど述べましたように、議員の皆様を初め、町民の皆様の声、要望をいただき、また役場職員の企画、提案等を議会に諮り、その案件をいかに形にするかで数多くの案件が実行・実施されてきたと思っております。そして、これらの評価は第三者が行うものだと思っております。

私は、みずからの基本施策として、透明性と規律ある行財政運営、同じことになりませんが、農・工・商・観光業の活性化、教育・福祉の充実、防災・環境整備、有形・無形文化財の保存継承などを常に念頭に置き、町長に就任してからの信条として、法令遵守、説明責任、情報開示の3点について常に心がけてきました。自問自答すれば、全ての問題解決までもいきませんが、長年の懸案事項の解決を多くの皆様の御協力のもと遂行できたのではないかと、そして私なりに精いっぱい努力してきたと考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 評価は他人がするものだと、非常に謙虚な話をされ、そのとおりでろうと思えます。特に、町長は先ほど言われましたように、町長に期待したのは民間の経営感覚を生かした改革だったと思うんです。3選を果たされた暁には、より一層の改革に取り組んでいただくとともに、町民の意見により耳を傾け、持続可能なまちづくりに取り組んでいただくことを期待しております。

最後の質問ですが、特別支援学校についてでございます。

一昨年的一般質問で、日田市の特別支援学校の分校誘致について提案をいたしました。玖珠町から毎朝、朝早く二十数名の方が通学をしております。そういう人の援助に手を差し伸べるということで、日田支援学校の分校場を誘致したらどうかという提案をいたしました。その後の状況と可能性についてお伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 廣澤議員の御質問にお答えをいたします。

特別支援学校の分校の誘致につきましては、昨年3月議会でも一般質問で御質問をいただいたとこ

ろでございます。町といたしましても、分校が誘致できれば、日田支援学校までの遠距離通学に係る本人や家族の負担等を軽減することができ、それらの負担も含めて、特別支援学校が身近にないために通えない玖珠郡内の児童生徒の教育ニーズにも応えることが可能となるため、支援学校を所管する大分県教育委員会及び大分県に、平成30年度以降の施設等の整備方針に日田支援学校の分校を誘致することを盛り込んでいただきたいと要望をしてきたところでございます。しかし、残念ながら、先日新聞等で公表されました県特別支援教育第3次計画の素案の中では、来年度から5年間の施設整備計画に日田支援学校の分校設置は含まれていないことが明らかになりました。

一方で、大分県の教育委員会は、これらの要望がある、特に特別支援学校への通学が困難な地域、県内では国東市、佐伯市、そして玖珠町、九重町の要望に対しまして、今年度平成29年度から3年間、小中学校特別支援教育充実事業というのを創設いたしまして、特別支援学校からサテライトコーディネーターを派遣して、各学校の特別支援学級の運営を支援する取り組みを始めております。現在、当町では玖珠中学校、森中学校、八幡小学校のほうがその事業の対象となっているところでありますが、その事業であります、特別支援学校のようにそれぞれの個性に合わせたきめ細やかな教育が受けられるわけではなく、根本的な課題の解決には至ってはおられません。

ともあれ、県の第3次の計画は現在、素案の段階でございますので、今月から始まりましたパブリックコメント等を通じまして、地域の切実な実情と教育ニーズを県のほうに、今後も強く伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 役場と県がその打ち合わせをするだけでは非常にパワーとして強くないと思うんですよ。そういうときに何をするのか。僕は、やっぱり町を挙げて署名運動をやったらどうかと思うんですよ。豊後大野市でめぶき園というのが御存じだと思うんですが、その責任者の方と話したときも、署名運動をやったらどうだという話を聞いているんです。署名を持つていくことは県に対する一番の説得力を持つと言っているんですよ。だから、ぜひそういうことも考えて、役場だけじゃだめだったらどうしたらいいのかというのをぜひ知恵を出してもらいたい。そういうことをお願いして、何としてもこれは玖珠中がいた跡に分校を誘致するという信念に基づいて動いてもらいたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（河野博文君） 7番廣澤俊幸議員の質問を終わります。

次の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） おはようございます。10番秦 時雄であります。

今回の質問は、大きく3項目にわたって御質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、学校の教育ということで、就学援助におけるランドセルなどの入学支給について何うということでございます。これにつきましては、玖珠町立学校児童生徒就学援助費の全体としてまた御質問させていただきたいと思っております。

まず就学援助制度、これは学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされている制度であります。本制度の対象となるのは、生活保護法に規定されている要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者であり、これに対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行って、各市町村が単独で実施をしており、その認定基準は各市町村が規定をしております。本制度の運用は、格差の広がり、貧困の状況に対応した援助の拡大については市町村の個別判断は重要なものとなっております。この制度をよりよいものにしていかなくてはならないと考えておるところでございます。

まず、第1番の玖珠町立学校児童生徒就学援助費の概要について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 秦議員の御質問にお答えいたします。

御質問の就学援助の制度でございますが、今、議員のほうからる御説明いただいたとおりでございます。学校教育法第19条の定めによりまして、教育委員会で玖珠町立学校児童生徒就学援助規定を定めて実施しているものでございまして、基本的に生活保護世帯、いわゆる要保護世帯と生活保護に準ずる生活困窮世帯、いわゆる準要保護世帯の保護者を援助の対象といたしまして、金銭の給付を行うものでございます。概要としては以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それでは、2番目の質問でございますけれども、玖珠町におけます就学援助、平成28年度でも結構ですので、現在の受給者数について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 本町における就学援助費の受給者数ということでございますが、平成28年度の受給者の実績で、小学校の要保護が9名、準要保護が50名、中学校の要保護8名、準要保護37名、計104名が就学援助を受けておるところでございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、3番目の質問で、準要保護世帯児童生徒の補助対象項目と援助支給額について伺うとございますけれども、玖珠町立学校の児童生徒就学援助規定、これは要保護世帯、準要保護世帯、これはこの規定の中に、私も手元にありますけれども、現在の準要保護世帯児童生徒の補助対象目と援助支給額について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 準要保護の分と、補助対象項目と支給額ということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 町立学校児童生徒就学援助規定に定める援助項目及び支給される年額についてでございますが、学用品費として小学生が1万1,420円、中学生が

2万2,320円、通学用品費として小中とも2,230円、新入学用品費として小学生が4万600円、中学生が4万7,400円、校外活動費（宿泊を伴わないもの）が小学生が1,570円、中学生が2,270円、校外活動費の宿泊を伴うものは小学生が3,620円、中学生が6,100円、修学旅行費につきましては小中とも実費の全額、給食費についても小中とも実費の全額を支給しております。医療費につきましては、これは齲歯や中耳炎、結膜炎など法に定める6つの疾病に限るわけなんです、小中とも保護者負担額の全額を援助しております。なお、支給額につきましては、本年の3月末に改定されました国の要保護児童生徒援助費補助金の単価に合わせまして改定をしたものでございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 3番目の補助対象項目についてちょっとお聞きしたいんであります。

この中で、文科省の就学援助制度の概要の補助対象品目として上げられております品目は、先ほども課長から申し上げられましたように、学用品費とか体育実技用具費とか通学用品費とか、これは文科省が上げているやつですよ。通学費、修学旅行費、校外活動費、もちろん医療費、学校給食費、そして新入学児童生徒学用品費等、そしてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが上げられておりますが、玖珠町は、文科省が示した中でPTA会費とか、生徒会費、それとかクラブ活動費、これが支給されておられませんけれども、この制度は格差の広がりや貧困の状況に対応した援助の拡大ということで市町村の個別判断は重要でありますし、制度をよりよいものにしていかなくてはなりませんけれども、さっき申しましたPTA会費とか生徒会費とかクラブ活動費などの3項目について、今後検討するべきと私はそういう考えを持っておりますけれども、執行部のほうはどういうお考えを持たれておりますか。

これは、全国の市町村を見ますと、きちっとPTA会費とかこの中で支給しているところも実際あります、たくさんはないですけどもね。しかし、その項目が、文科省も概要の中で補助対象品目としてその3つも上げられておりますけれども、玖珠町としてはどうのお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） ただいま言われた支給項目、いわゆるこれまで当町として払ってない部分でありますクラブ活動費であったり生徒会費であったりPTA会費といったものが、今後、考えがあるかということなんです、当町のほうでも近隣、県内の市町村の状況を若干調べてみたんですが、ほとんどのところが現在、対応していないような状況がございます。原因としては、クラブ活動費等にしましても、活動の種類によってはかなり金額に差が出てくる部分もありますし、PTA会費等にしても各学校間で差がある部分もあるというようなこともあるのかなというふうには感じておりますが、今後、この辺のところ、そういった生活困窮家庭にとって非常に負担になっているという部分であれば検討することも必要かなというふうには考えておりますが、まだどれぐらいかかっておるかという実態のほうも把握ができておりませんので、今後、その辺のところを把握させていただいて、検討のほうさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ぜひとも実態を把握していただいて、今、課長が言われたように検討をしていただきたいと、そういうふうに申し上げたいと思います。

続きまして、この制度の周知です。児童生徒就学援助費の制度があるという周知とその申請方法についてお聞きしたいと思います。

これ、全国の、文科省が調べたと思います。毎年度の進級時に学校で援助制度の書類の配付、あるいは入学時に学校で書類配付をしている市町村は4%、4分の1の自治体で書類さえ配付されていないと、こういうふうに文科省の調べ、調べたんでしょうね。こういうふうな状況であるということでもありますし、保護者にとってはこういう制度があるということも知らない方もおられるんじゃないかと思うんです。せっきくの制度を、貧困に準ずる御家庭の人がこの制度を使ってもらいたいという意味で、制度の周知とその申請方法というのはどういうふうに行われているのか、そこを伺います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） この制度の周知、申請方法についてということとであります。

制度の周知につきましては、小学校の新1年生については、1月中旬に就学通知とあわせて制度の案内文書を直接、保護者のほうに通知をしております。その他の児童生徒につきましては、前年の12月に制度の案内文書を学校を通じて全保護者に通知いたします。申請については、希望する保護者が就学援助受給申請者に記入をして、小学校の新1年生については直接、その他の児童生徒は学校を通じて2月中に教育委員会に提出していただくことになります。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） この制度を、今の教育委員会の周知の仕方、今行っている周知のやり方で万全なんでしょうか。それでよしとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 今申し上げましたとおり、対象、被対象にかかわらず全員に1年に1度は周知をするという形になっておりますので、全員がこの制度について周知を受けるということになりますので、万全と考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） この周知につきましては、教育委員会のほうで就学援助のウェブサイトに、これはもちろん掲載されていますね、掲載されて。私、ちょっとこれを調べてみたんです。それで、これは文科省が平成27年度に全国の全自治体にアンケートをとった、そういうことがございましたと思うんですけれども、要するにこの援助費に対するウェブサイトに掲載されているかどうか。大分県下、日田市、別府市、市は全部じゃないですけども、27年度ですよ、日出町はやっております。もちろん日田市もやっておりますし、また自治体の広報紙等に掲載をしているのか、一般的に。それは、

玖珠はやってないということになっております。日出町はやっております。それとか、就学案内の書類に記載をしているのか、就学案内の書類。ここでは玖珠もされてないということになっておりますけれども、日出町はやっております。それと、入学時に、学校で就学援助の書類配付、これはされているんですね。後から聞きます。それと、毎年、進級時に学校での書類配付、これは玖珠町もやっております。

だから、この実施状況によりますと、玖珠町は毎年度進級時に学校で書類を配付しているということと、各学校に対して書面で通知をしていると、その2つになっております。そういうことから、どうしても私は、4町村、玖珠町、九重町、日出町、姫島、どうしてもそういった4町村に対して目が行くわけでございますけれども、その点、日出町はきっちりと、文科省の実施の状況から見ると全部行っている。玖珠町は、毎年、進級時に学校で書類配付をしている。そして、各学校に対して書面で通知している、この2つのコーナーでやっているということでございますので、先ほど言ったように、ウェブサイトに掲載をしていない。そして、自治体の広報雑誌にしていない、それと就学案内の書類に記載はしていない。そういうことで、私は、インターネットは皆さん、見るわけですから、それを見たらすぐこの欄が出るようにしておく、してなかった場合ですよ。大事なことだと思うし、それは自治体の広報紙にもきちっとやっぱりこういうことがあるということを知周すべきだと思います、してなかったらですよ。

それで、これは子供の保護者、当然ながら、その関係するおじいさん、おばあちゃんも見るわけです。だから、そういうことでやっぱり全体的に周知をすべきだと思いますけれども、今言った周知の仕方に対して、広報紙、ウェブサイト掲載、そういうことに対しては町はやっておりますか。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 今、議員のほうからお話がありました部分、特に就学案内の部分でできてないということにはございません。ですので、新入学生については間違いなく通知をお送りしております。

大変申しわけありません。広報紙については、広報くすには出ていないと思います。教育広報について、今ちょっと確認をしなければいけないんですが、出した経過があるか。毎年、その時期に出せているかという部分でいうと、ちょっと今確認しなければわからないところなんです、その他の、直接保護者じゃなくてもおじいちゃん、おばあちゃん等にも周知するためのそういった部分が必要でないかというのは十分わかりますので、今後、そこら辺のところは十分取り組ませていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 十分に取組んでいただきたいと思います。皆さんがよくわかるようお願いいたします。

そして、その申請の提出に関する保護者のプライバシーの配慮ということでございますけれども、この点については、私ども、町民の方から要望とかいろんな件、伺うわけでございますけれども、や

はりこういう例えば生活保護とか就学援助費についても、その当事者の方が提出をためらう、これは絶対に何とかそれなりの配慮をきちっとしなければいけないと考えておりますけれども、そういった配慮についてどういうふうにされているか。そういう配慮のもとで、いろんな形で配付されて、そして申請書をいただいているのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 申請書提出に関する保護者のプライバシーの配慮についてということですが、申請者のプライバシーということで、個人情報の取り扱いをどうしているかという点であろうかというふうに思っておりますが、まず審査の段階で、我々教育委員会事務局の職員がその情報に触れます。申請の受け付けの段階では学校の関係職員、援助が認定された時点で地域の民生児童委員さんのほうがその情報に触れることになります。言うまでもなく、それぞれが職務上知り得た情報についてはそれぞれ守秘義務が法律で課されておりますので、十分配慮されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 続きまして、7番目ですけれども、ランドセルの新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施できないかということですが、これはもう、教育委員会から実施をするというお答えをいただいております。その上で、ちょっとお聞きしたいことがあります。この支給は、入学前に、きちっと来年度から、要するに来年の4月、入学になりますね。その前の3月からきちっとランドセル費とか入学前の生徒学用品費を支給するということよろしいのでしょうか。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 今の御質問の前に、先ほどの御質問の周知の状況で、教育広報くすは確認をさせていただきますということで申し上げましたが、これまでは教育広報の中では出しておりません。しかしながら、来年1月15日に発行します平成30年の冬号のほうで、単価や制度が若干変わりましたので、周知する方向で今考えております。

今、御質問にありました就学援助費の支給時期ということで、基本的に支給時期は年3回、7月、12月、3月に支払うことを基本としておりますが、特別なものということで中学校の修学旅行費、これは金額が大きいので、10月に概算払いをして12月に精算するようにしております。また、小学生のランドセル代や中学生の制服代など、4月の入学前に保護者の負担が大きい新入学用品費の事前支給につきましても今、御案内のとおり、入学式前までに支給を希望する保護者については、来年度の新入学生から対象として3月下旬に支払いができるよう、就学援助規定を改定して対応しております。事前支給につきましては、新入学用品費のみでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、文科省のこし3月31日付でランドセルの購入費、新入学児童生

徒学用品費の単価を従来の小学校、玖珠町は1万9,900円ですね。これから、文科省は4万600円と。そして中学校は現在、玖珠町は2万2,900円、これを4万7,400円にということでございますけれども、この金額で今度から新しく金額も改正されるわけですか。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 御確認のとおりでございます。文科省の示す単価のとおり改定をしておりますので、小学校の新入学用品費、従前の1万9,900円から4万600円、中学校につきましては現行2万2,900円から4万7,400円のほうに制度のほう引き上げております。以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 続きまして、2番目の不登校対策について質問いたします。

いじめ防止対策推進法の施行から、これは2013年9月に施行されましたけれども、4年を経過いたしました。残念ながらいじめが原因とみられる大変に痛ましい事件が後を絶たないのが現状でございます。また、本年の10月26日には文部科学省より、全国の小中高、特別支援校が昨年2016年度に認知したいじめは32万3,808件という大変な数でございます。

そこで、その中でもやはり被害者の身体や財産に重大な被害が生ずる重大事態というのが400件、自殺した子供は244人、そして自殺した子供さんの中では、244人の中には進路問題や家庭の不和によることの原因、そしていじめが原因だったのが10人、教職員との関係の悩みを原因とする自殺は3人、また30日以上欠席した不登校の小学生も過去最多となったということでございます。

これら文科省の調査を含めて質問をしてみたいと思います。

まず1番、いじめの現状について、玖珠町におけるその認定数はどのくらいに上るのでしょうか。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） では、いじめについての秦議員さんの御質問にお答えをいたします。

いじめの現状ですが、昨年度平成28年度はいじめの認知件数は、小中学校合わせて63件でございます。小学校で46件、中学校で17件です。この認知された63件につきましては、全て解消された学校の方から報告を受けております。また、今年度平成29年度の1学期末、7月末までの認知件数は小中学校合わせて13件です。小学校で11件、中学校で2件となっております。この13件につきましては、10件は解消しておりますが、3件につきましては今、解消に向けて学校の方で経過観察中というふうになっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 28年度の認知数が63件ということで、ことし7月末には全部で小中学校13件ということでございますし、まだ解決はしてないお子様もおられるということでございます。

それで、小中学校におけるいじめの実態と予防対策、その取り組みというのはどういうふうになされて、どういうふうに行われているのか、取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） それでは、まず最初に、いじめの実態ですが、内容といたしますか、昨年度と今年度の1学期末までの認知された中では、小学校では冷やかしか、からかい、これが27件、それから軽くぶつかられる、また遊ぶふりをしてたたかれるが18件、仲間外れや無視されるが7件、物を隠されたり壊されたりが3件、携帯電話等での誹謗中傷が1件というふうになっております。また、中学校では冷やかしか、からかいが14件、軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれるが3件、嫌なこと、恥ずかしいことをさせられるが2件、物を隠されたり壊されたりするが1件となっております。

全体としまして、冷やかしかからかい、また軽くぶつかられる、遊ぶふりをするというところが全体の85%ぐらいというところでございます。学校のほうとしましては、早目にいじめを発見して、早目の解消というところでの取り組みを進めているところでございます。

予防対策としましては、全ての小中学校におきまして、いじめ防止基本方針を毎年度策定しまして、通信、またPTAのときなどに保護者への説明と啓発を行っております。また、いじめ防止に係る年間計画に沿いまして、学校全体で組織的にいじめ防止に向けた対応をしています。具体的には、いじめ発見チェックリストや保護者向けの子どものサイン発見チェックリストなどを用いまして、日常把握や早期発見に努めております。また、児童生徒に対しましては、年間3回から6回のいじめアンケートの実施、それから学級担任や学年部職員、またスクールカウンセラーなどによる個人面談を行いながら、児童生徒の実態把握、理解に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 保護者の方が、自分の子供がいじめに遭っているのではないかと、そういう方も多分たくさんおられるのではないかと思います。そういう方、保護者の方に対して、教育委員会、学校なりに即座に相談に乗れる体制というのはできているわけですか、ちょっとお聞きします。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） 学校のほうとしましては随時、相談できるような体制をとっておりますし、スクールカウンセラーの配置等も行っているところでございます。また、いじめのケースにもよりますが、そういう相談があった事案が起きましたら、学校から教育委員会のほうへ報告があり、連携会議やケース会議を開き、早期対応をしているところでございます。また、毎月の月例報告というのがありまして、学校からいじめ事案やいじめ対策の取り組みについて報告を受けて情報共有し、そのいじめ解消に向けての取り組みを学校とも連携をとりながら行っているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 例えば、いじめ、教育委員会、学校、いろんなことを通じて、その解決がしない。しない場合も、その子供さんとか保護者の方のさまざまな考え方があると思いますけれども、

なかなか難しいと思いますね。それでも解決しない場合は、最終的に子供と保護者はどこにそれを持っていくようになっているんですか、最終的には。最終的といいますか、要するに玖珠町の教育委員会とか学校教育委員会で対応できない場合、それでもなかなか納得できない、なかなかいじめが解決しないという場合はどういった対処の仕方があるんですか、そこをちょっとお願いします。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） いじめの認知をしております学校におきまして、やはり学校が根気強く話を聞いて取り組みをしていくというのが本町としての一番の取り組みですし、教育委員会としましても、その保護者等ともこれまでも話してきた経過がございます。やはり、保護者また本人の訴えをしっかりと聞いて、どのような対処がいいかというところを進めていくというのが一番ではないかなというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それでは、3番目にいきます。

現場の教職員、教育委員会、行政との連携はどのように行っているのかということでございます。その相談体制についてお聞きします。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） 相談体制でございますが、先ほども少しお話しさせていただきましたが、学校のほうでスクールカウンセラーの配置等もありますし、担任等との報告というところがございます。事案にもよりますが、随時、学校から教育委員会への報告が行われるようにしております。その中で、学校とまた関係機関との連携会議、またケース会議を開いて早期対応をしております。毎月の月例報告で学校から、いじめの事案やいじめ対策についての取り組みの報告を受けて情報共有しておるところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、例えばこのいじめ防止対策推進法第23条に、いじめを行った児童に対して、必要があると認めるときには、いじめを受けた児童等の教室以外の場所で、いじめをした者に対してほかの場所で学習を行わせることができることとされていますけれども、本町はこういったいじめを行った児童に対してはどんな対処の仕方をやっておられるんですか。だから、いじめを受けた子供は教室に行けないとか、例えば保健室で過ごす。そしてまた、わかくさの広場もございますけれども、いじめを行った児童に対してどんな処置をされているのか。そういった、今までは受けた人たちが外で、その場所でそれなりの授業を受けているんですけれども、行った子に対してはどういう措置をされておるのでしょうか。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） これまで、いじめを行った子供に対しての措置というところは、実際、そういう事案は出ておりませんが、いじめを行った子供たちを別室相談室等でのということも今後

していくことがあるかとも思います。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、いじめを行った保護者に対して、もちろんいじめをした児童に対しても、保護者に対してもきちっと指導なり助言は当然行っておると思うんですけども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） それはもう保護者につきましては、学校のほうからきちんとお話をしているところでございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 4番目の不登校児童生徒数の現状と対応について伺います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） 不登校の児童生徒の現状と対応についてでございます。

今年度の不登校及び不登校傾向の児童生徒数が7名でございます。不登校生に対する対応としては、担任や学年部の職員、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが家庭訪問を行い、児童生徒や保護者との面談等を通して現状把握を行っております。また、関係機関との連携をとりながら、学校復帰に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、地域不登校防止推進教員を玖珠中学校に配置し、不登校の未然防止、不登校生に対する学校復帰支援も行っております。学校復帰に向けての施設としましては、先ほど議員さんからもありましたが、わかくさの広場がございます。今年度は6名の通級があり、学校復帰に向けて学習活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今、課長から答弁がございました。実態がよくわからないので、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、そういった不登校になった場合は、わかくさの広場でそこで通われているということですね。そういうお子様たちに対して必要な学び、学習、またいろんな体験の機会というのは保障されているのかどうか、そこが心配であります。それをちょっとお聞きしようと思います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） わかくさの広場での活動でございますが、子供の実態にもよりますが、午前中の時間帯を学習の活動として、その子の学年に応じた指導をそちらの先生方と話を進めております。また、いろんな体験活動も午後に行うようにカリキュラムを組んで実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 5番目にまいります。いじめ防止授業の取り組み、そして6番目の家庭における取り組みについて、あわせて伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） それでは、いじめ防止に関する授業についてということでございます。

学校では、道徳また特別活動等におきまして、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、命の大切さなどの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成しております。また、児童会活動や生徒会活動あるいは集会活動などにおいて、子供が主体的にいじめの根絶のために取り組む活動の充実を図っているところです。

家庭における取り組みについてでございますが、家庭に対しましては、各学校が作成しましたいじめ防止基本方針において保護者への説明と啓発を行っております。また、その中で子供の様子からいじめの早期発見につながるようということで、保護者向け子どものサイン発見チェックリスト等を保護者に配付し、活用してもらっているようにしております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 続きまして、7番目、ネットいじめ対策でございます。

いじめ防止対策推進法の第19条の中にもこの取り組み、児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関または関係団体の取り組みを支援するために、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする、このようにありますけれども、本町におけるネットいじめ対策、ネットいじめというのはまず第一にあるのでしょうか。そして、その対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） いじめのネット対策についてですが、まず、あるかどうかというところですが、昨年度のいじめ実態調査の中で携帯電話による誹謗中傷が1件報告をされております。実態についてはそのようなところでございます。

それじゃ、対策のほうでよろしいですか。ネットによるいじめ対策についてですが、近年、SNSの利用の低年齢化、また携帯電話などの通信機器の所持率が上がってきておりまして、これは全国的な社会現象となっているところでございます。ネットモラルの欠如から、ネットによる個人に対するからかいや誹謗中傷が発生し、いじめに発展するケースが全国的にも多いことから、本町の各小中学校においても専門家を招いてのネットモラルに関する授業を実施しております。また、PTAや学校運営協議会等を活用した保護者への啓発も行っているところです。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ネットいじめ対策でございます。いじめ対策につきましても、それぞれ執行

部から御答弁をいただきました。町内の小中学校のいじめ、そしてまた不登校の早期発見、そして早期対応、未然防止に向け、いじめの根絶と不登校防止にあらゆるネットワークを使って取り組んでいただきたいと思います。

次に、最後の質問、3番目、児童虐待の取り組みでございます。

先月11月は児童虐待防止月間ございました。虐待に対する相談数は依然として増加しております。特に、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。こういった児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題でございます。

この10月に発表されました、平成28年度の全国児童相談所が対応してきた児童虐待の件数が前年比で1万9,292件増の、全体で12万2,578件ということでございます。児童虐待は、数字から見ればだんだんとふえているわけでございます。本町の児童虐待の現状について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 秦議員の御質問にお答えいたします。

児童虐待のおそれがある家庭等に適切な支援ができるよう、その児童の情報等を共有して支援の内容を協議する場として玖珠町要保護児童対策地域協議会があります。その協議会での対象児童数としましては、9月末現在では55名となっております。その内訳といたしましては、身体的虐待が17名、それから心理的虐待が4名、育児放棄が34名というふうになっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今の数字は、福祉におけるいろんなところから実際に認知、認定された数ということでございます。その裏にはまだまだたくさんの児童虐待があると見てよろしいのではないのでしょうか。ということでございますので、玖珠町には玖珠町要保護児童対策地域協議会、行政、児童相談所、警察、民生委員・児童委員など地域関係機関が連携して児童虐待の防止、早期発見、早期対応、保護、自立支援に至るまで総合的な支援を行うため、全ての関係者、要保護児童について協議を行っていると認識しておりますけれども、虐待のおそれがあるというケースはどのように把握されて認定されているのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 児童虐待の相談状況につきましては、福祉保健課の保健師が受ける場合、また子育て支援係が受ける場合がございます。本年度の相談件数は、実数で11月末現在で新規24件、継続40件の64件となっております。相談される方につきましては、教育委員会を通じて学校からの場合や病院、それから近隣住民からの相談や情報提供があります。具体的な相談内容につきましては、児童の体にあざがあり虐待のおそれがある、夫婦げんかのストレスにより児童への虐待のおそれがあるなどということで、情報提供、それから実際に保健師等が見た目とか、いろんな方法で情報収集をいたしております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 虐待をどういうふうに掌握するかということに関しましては、今、課長から言われたようで、なかなかこれは、身体的、心的ないろんな虐待があるわけでございますけれども、これは本当に今、そういう虐待が行われていれば一般の町民も警察なりに直接に告げることもできる、そういう体制になっております。そこら辺を虐待が行われていることに対して見逃さないような体制をきちっと、これからもとっていただきたいと思っております。

3番目の、児童虐待が増加する要因というのは、今のこのような社会の中で要因もいろいろ見解もあると思うんですけれども、どういうふうに押さえられていますか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） ただいまの御質問にお答えします。

増加原因といたしましては、父子・母子家庭や核家族の増加によって支援者が不在になることや、それから親また子の身体的や精神的特性からくる育児不安や子育てにくさ、貧困により衣食住が十分に確保できないなどが考えられます。また、議員先ほどもおっしゃられましたけれども、近年の児童虐待に関する啓発により、児童虐待が表面化してきているのではないかというふうに考えております。そのため、今後も増加傾向と考えているところです。

玖珠町要保護児童対策地域協議会において状況の共有を図り、どのようなところに問題点があるのか実態の把握に努め、生活環境の改善につながるかの検討や経済的な問題に対する支援の検討を行っていきたいと考えております。また、健康上の問題につきましては、医療関係につなげるよう対応を進めております。

今後も、学校やこども園、児童相談所などの関係機関と情報交換を行い、保護を必要とする児童を早期発見できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 増加する要因と見解について述べていただきました。虐待に至る要因というのは、これは厚生労働省の調べ、虐待に至るおそれのある要因として、第1に母親の発達障害傾向、産後のうつ症状、低年齢、妊娠時における状況、第2に子供側のリスク、第3に配偶者からの暴力と養育環境の要因と、このように上げられております。本町としても、虐待が早く見抜けるように、そういう体制をより一層、進めていただきたいと思っております。

それで、平成29年4月に施行されました虐待防止法の改正、児童福祉法、虐待防止法等の改正が4月にありましたけれども、その中に母子保健包括支援センターの全国展開ということでございます。それで、子育て包括支援センターの法定化ということで、市町村は妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターを設置するものとする、このようにあります。ぜひとも、赤ちゃんから、おぎゃあと生まれて、そしてまた高校を卒業するまで、これが切れ目なく、子育ての切れ目ない支援ができるような、こういう子育て包括支援センターの設置を、国もこの法定化でしなさいと言っているんですけれども、本町も多分、このセンターを設置すると、そういうよう

に思っておりますので、今後ともその取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

そして、虐待防止のための取り組みについて伺いたひと思ひます。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長、簡潔にお願ひします。

○福祉保健課長（本松豊美君） 玖珠町要保護児童対策地域協議会での関連機関との情報共有や連携によって、早期発見等によりまして、今現在取り組んでおります。特に支援が必要と思われる場合は、個別のケース会議を開催し、個々の案件に対して児童相談所など専門機関を交えて検討を行い、保護者の方と話し合いの場を持ちながら問題解決に取り組んでおります。また、最近では広報くす11月号で、児童虐待の情報提供のお願ひや相談方法をお知らせしました。今後も広報などでお知らせをして、多くの方からの情報を提供いただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 10番秦 時雄君、残り時間3分です。

○10番（秦 時雄君） 先ほど申し上げましたけれども、厚労省の発表でございます。虐待で死亡した子供52人ということでもあります。無理心中を除くということでございます。虐待で死亡した6割近い30人がゼロ歳児であったという痛ましい事故でございます。いつ、何時か、こういう形で虐待が行われているかもわかりませんし、行政としてもさまざまな機関を駆使して虐待の防止、早期発見のために努めていただきたいと思ひます。

以上をもって一般質問を終わります。

○議 長（河野博文君） 10番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時50分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番松本真由美です。

師走を迎え、例年になく寒さが早く、昨日ですか初雪も見まして、インフルエンザの流行も心配される時期となりました。通告により議長のお許しをいただきまして、一問一答形式で質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

ことしを振り返ってみますと、7月の九州北部豪雨、全国的にも地震や火山爆発等自然災害が次から次へと発生をいたしました。洪水対策等は100年に一度、50年に一度の確率で起こり得ると想定し設計されているとのこと。しかしながら、今は5年、10年のサイクルで集中豪雨等が発生し、豪雨による地滑りや河川の氾濫が起こっております。甚大な被害に見舞われた日田市、そして朝倉市や東峰村では、7月末の状況では公設避難所は閉設したものの、みなし避難所にはまだ1,300人余りの

方が不自由な生活に苦しんでおります。一日も早い復旧を願うばかりです。

町内でも昨年に続き、9月、10月の土日には台風が続けて九州襲来、秋の刈り取りや果樹の収穫のおくれ、各種イベントの中止と、町民には大変な年でした。半面、うれしいニュースもありました。9月に宮城県仙台市で開催されました5年に一度の和牛共進会では、玖珠から多くの出品ができました。前回の長崎大会に続き、大分県は堂々の全国3位の荣誉に輝きました。畜産農家にはいい励みになったことと思います。また、平成もあと1年5カ月と決まり、自然災害の多い時代だったと思います。新しい時代には年々グローバル化が進行する中で、うまく順応していかなければと思います。

それでは、1項目めの質問に入ります。

まず初めに、危険な外来昆虫ヒアリ等の被害対策についてお伺いいたします。

特定外来生物とは、私なりに調べました。2005年6月に、法律、外来生物法が施行されました。海外が原産の外来種で、生態系や農林水産業、人間の体に害を及ぼすおそれのある種類を法によって指定しております。現在はヒアリのほか、アライグマ、ブラックバス、カミツキガメ等132種類が指定されております。ブラックバスは全国各地で数年前より生息確認されております。最近、町内では、アライグマによる農作物の被害が多く報告されるようになりました。

今回お尋ねは、6月18日、環境省が神戸市神戸港のコンテナヤードで、強い毒を持つ南米原産の強毒アリ、ヒアリを発見したと発表しました。その後、10月末時点で環境省は、関西・関東周辺を中心に12都府県で22例確認されたと発表され、そのうち九州で3件発見確認されました。

大分県では、7月中旬に32件の情報が寄せられたとのこと。九州管内にはいろんな物資が輸入されております。水際対策の強化とあわせて、物流業者や直接搬入先の人々などにもヒアリに対する周知が大変重要となってきております。物流関係者から心配の声が寄せられております。

このヒアリは南米原産で赤茶色、お尻に毒針、体長2.5ミリから6ミリで、人が刺されるとやけどのような強い痛みを感じ、10時間ほどたつと刺された部分を中心に発疹があらわれます。重度の場合、数分から数十分の間に息苦しさ、声枯れ、激しい動悸やめまいなどが起こり、これらの症状が出た場合には、重度の即時型アレルギー反応アナフィラキシーである可能性が高く、処置がおくれると生命の危険も伴うそうです。

そこでお尋ねいたします。

①の町民への周知です。また、幼保園児や児童生徒が利用する運動場や砂場等が危険です。幼保園や小中学校への指導や、その対策についてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議 長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） それでは、松本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、町民への周知についてでございますが、ヒアリが発見されて新聞やテレビ等で報道はされておりましたが、町の広報やホームページでの掲載は行っておりません。ただ、小中学校等への対策・指導につきましては、平成29年7月に文部科学省より、県・町・教育委員会宛てにヒアリに関する周知についての文書が出されております。そのことを踏まえまして、町の教育委員会におきまして、

ヒアリに関する文書及びポスターを各小学校・幼稚園に送付をいたしまして、生徒への注意喚起及び啓発をしておるところでございます。また、こども園等につきましても、平成29年7月に厚生労働省より福祉保健課宛てに、ヒアリに関する対応についての文書が出されておりますので、そのことを踏まえまして、福祉保健課においてこども園等に周知を行い、園の玄関にチラシを張るなどの対応をされており、園児等への注意喚起及び啓発をしておるところでございます。

また、先ほど松本議員からも言われましたように、発見されたヒアリの多くは外国から運ばれてきたコンテナの中や、コンテナを水揚げするコンテナヤードがある港湾内で多く見つかっております。ヒアリの対応につきましては、環境省が主体となりまして国土交通省、経済産業省、農林水産省等が合同で連携を図りながら、港湾や空港等での徹底した水際防御対策を行っておるところでございます。玖珠町につきましては、内陸部に位置をしておるところでございますが、コンテナを介して、いつどこで侵入するかわからない状況でもございますので、今後も県等からの情報提供等を十分重視しながら、必要に応じて広報やホームページ等で町民に対して注意喚起を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 2番松本です。

先ほどポスターなどを配布しているとお聞きしましたがけれども、八幡の小学校では廊下に、八幡の中学校では食事をするセンター、そこに張ってありました。町の教育委員会の事務局、これはほとんどの方が目にするところじゃないところに張ってあって、玄関とかそういうところに張ってあるものではなかったです。そこでヒアリに関するポスターを見ました。

このポスターは、今おっしゃるとおり、環境省が発行したもので簡単なものでした。ヒアリの写真が載っているだけです。ヒアリを発見したら、九州地方環境事務所に連絡をしてください。電話番号、住所もわかりません。詳しいことはホームページに問い合わせてくださいとのことです。このようなポスターで、一般住民はわかるはずがないと思います。園児や児童生徒がこれでわかるでしょうか。張ってあるだけです。子供たちが学校でヒアリのことを学んで保護者に伝える子供たちもいると思います。そのような学習も必要と思われれます。わかりやすいポスターを町単独で作成するとか、県下統一ポスターを作成などして、ヒアリ定着を防止する考えはありませんか。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 今、松本議員が言われるように、環境省がこういったポスターをつくっておまして、それに基づきまして、教育委員会また福祉保健課等を通じて、学校のほうに掲載等の依頼をしたところでございます。

言われるように、もっと掲載、それから皆さんに注意喚起ができるようなやつの方がいいのではないかとございまして、また、関係各課と協議等を行って、対応等をまた考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 松本です。

2番の大分県内では、7月14日、大分市大在コンテナターミナルにて捕獲用のわなを設置し監視を続けてまいりました。先ほどもありましたように水際対策の強化をするのが狙いだそうです。また、7月25日には北九州港で陸揚げされた貨物コンテナを陸送した中津港で発見されました。8月3日には、県は市町村の担当者と対応方法を確認したとのことでした。本町で実際にこのことが起こらないことは願いますけれども、発生した場合、玖珠郡医師会や救急車の要請等の協議は行っておりますか、また、その対処方法を町民に知らせることはできませんか、お聞きいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 2番目の質問ということではないですね。

このヒアリについて、関係機関との協議というはできておりません。今、ヒアリは沈静化の状況でございますけれども、また温かくなってきた場合とかに、こういった事態が発生するようなことも考えられますので、今後また協議等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） すみません。2番がちょっと後になりましたけれども。

県との確認事項でヒアリの発見情報が寄せられた場合、担当者が現場で調査、可能性があれば県に報告、県は状況次第で専門家に鑑定を依頼するとの手順で。また、緊急時には殺虫液等で防除することですが、すみません、2番の本町でアリの発見や人に刺傷被害があった時の対応をお願いいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松本議員の御質問についてお答えをいたします。

ヒアリを発見した場合についてですが、ヒアリは強い毒性があります。そのため、刺されないよう十分注意して、熱湯や市販のスプレー式殺虫剤で殺虫処理を行います。そして、確実に死んだことを確認した後、町に御連絡をお願いします。なお、死んでいても針が出ていて刺されることがありますので、決して素手でさわらないように注意する必要があります。また、ヒアリと疑われるようなアリや巣を見つけた場合には、町に御連絡をお願いします。

また、最終的にヒアリかどうかにつきましては、専門家が顕微鏡を使って詳しく観察しなければ判断ができませんが、ヒアリの疑いがあるかどうかは、死亡個体について肉眼で、またはカメラのズームや顕微鏡を使えばおおよそわかることができます。そのため、大分県においては、採取提供された個体を県の担当部署、生活環境部自然保護推進班でございますが、そこで簡易鑑定を行い、それでも判断ができない場合やヒアリだと思われる場合は、県内の専門家に鑑定依頼をしております。

それから、ヒアリと確定後から公表・対策までの流れについて説明を申し上げます。

まず、初期の対応としまして、大分県より、最初には環境省九州地方環境事務所に連絡があり、次に県の関係課、次に町、次に情報提供者等に連絡がございます。

次に、緊急防除の実施として、九州地方環境事務所の依頼に基づきまして、発見場所の管理者が実施することが原則でございますが、緊急の必要がある場合は、大分県並びに町において実施をいたします。具体的には、液剤を個体または巣に直接散布。トラップ、粘着シートのようなものでございませうけれども、それを周辺に設置いたします。

次に、公表・注意喚起についてでございますが、環境省と大分県で調整の上、マスコミへの情報提供を行います。また、町においては周辺住民への注意喚起を促してまいります。

次に、確認調査の実施についてですが、環境省による確認時点周囲2キロメートル調査及び県・町の共同により、付近の確認調査、これは目視と先ほど言いましたトラップの設置等を行います。また、モニタリングの継続についてですが、町で継続した確認を行っていくことになっております。

また、人への刺傷があったときの対応についてですが、先ほど松本議員からもありましたように、ヒアリは毒性が強く、毒針で刺されるとやけどのような激しい痛みが生じます。ヒアリの毒への反応は人によって大きく異なります。刺されたときには安静にして、急激に容体に変化する場合には、速やかに病院に行ってくださいアリの刺された旨を伝え、受診をお願いしたいというふうに思っております。なお、ヒアリに刺された場合の留意事項については、大分県より6月30日付で県内の医療機関宛てに周知済みでございます。

なお、今後、こういった対処方法等につきましても、必要に応じてホームページ等に掲載をしたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 続きまして、1項目めの3番のスズメバチからの被害対策予防に関する件です。

スズメバチ駆除やその巣の撤去作業費用の一部補助ができないかについてお伺いいたします。

スズメバチの種類は、調べてみますと多種類がいます。木の枝や家の軒下・床下、庭木等に巣をつくるタイプのキイロスズメバチや、土の中に巣をつくるタイプのオオスズメバチ等が町内には生息していると思われまふ。最近、住宅街や家の周辺に巣をつくりふえているのはキイロスズメバチだそうです。スズメバチが活発になる8月から11月には、全国各地で公園・歩道や遊休地等で蜂に刺された事故や死亡例も多く報道されました。本町においても、一般家屋や住宅街のアパート等に巣をつくらせているとお聞きいたします。ある有志者のボランティアにより、巣の撤去がなされております。防護服の支給や町民への貸し出しは行っているのでしょうか。また、先日、業者による蜂駆除工事というチラシを見ました。そこに問い合わせたところ、現地の調査を行い——それは無料だそうですけれども、費用は巣の大きさ等により5万から7万円かかるそうです。この作業は危険を伴い、誰もができることではなく、また、高齢者やひとり暮らし家庭がふえている中、その作業費用の一部補助ができ

ないかについてお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松本議員の御質問にお答えを申し上げます。

スズメバチは蜂の中でも特に攻撃的な性格であり、9月から10月にかけて巣が大きくなるとともに行動範囲も広がり、巣の近くに近づく者に対して無差別に襲い、人が刺される危険性も大きくなります。刺された場合の腫れや痛みは強く、またアレルギー反応により最悪死亡する場合もあるようでございます。先ほど議員も言いましたように、宅地など住民の生活圏につくった場合には大変危険でございますので、駆除をする必要があるかと考えております。

現在、町のスズメバチ駆除に関する問い合わせは、正確な記録はございませんが、年間約50件程度でございます。その対応といたしましては、巣の駆除はあくまで巣がある建物や土地の所有者等の責務であると考えまして、所有者等で処理をしていただくようお願いをするとともに、駆除される方への蜂捕獲用防護服の無償貸し出しを行っております。また、個人での駆除が困難な場合は、ボランティアにて蜂とりを行っている方や業者等を御紹介しておる状況でございます。

なお、蜂用の防護服、今、2着ほどございますが、ちょっと古くなっておる面とか通気性が悪い面とか、そういった部分もございますので、現在、更新を行う計画でございます。今、ボランティアとかで実際に使っておる方々にどういうのがいいかという意見を求めて、3月までには購入をしたいというふうに思っておりますし、それを今後お貸ししたいというふうに考えております。

また、議員が御提案の駆除に対する補助については、大分県では日田市、大分市、宇佐市、佐伯市、杵築市、日出町の5市1町が取り組んでおります。市町の防疫登録業者が実施した場合に、駆除費用の2分の1、市町によって助成額が異なりますが、上限を5,000円から1万円以内の範囲で助成を行っておるようでございます。また、補助金を出していない市町については、個人や業者への御紹介を行っている状況でございます。

スズメバチの駆除を民間業者に依頼すると、先ほど議員さんも言われておりましたけれども、蜂の種類また巣がかけられている場所、巣の大きさ、また巣を駆除する時期等によって金額に差が出てくるようございますが、町といたしましては、引き続き現状の防護服等の貸し出し等の対応を維持し、現段階では助成制度につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 2番松本です。

補助は考えていないというか、考えるかなというような面持ちで話しながら考えていないと、ちょっとがっかりしましたけれども。

それでは、ことし11月末までに玖珠消防署が取り扱った蜂や毒虫による事象出動回数を調べました。スズメバチによるものは8月から10月まで8件、蜂の巣駆除中の事件が2件、1件はアナフィラキシーの症状になった方があったそうです。また、ムカデや蛇による事象は6件もありました。スズメ

バチによる出動は毎年同じくらいの回数がありましたと報告がありました。年々増加するであろうこの事故に対して、専門的な人材が必要になるかと思われまます。先ほどボランティアの方がしてくれているということでしたけれども、その方も年をとっていきますので、駆除や巣の撤去等、専門知識を有する人材育成等行う考えはありませんか、お伺いいたします。

○議 長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 人材育成についてでございます。確かに言われたように、ボランティアの方々の方が年を重ねていけば、なかなか駆除ができないような状況も今後考えられるかと思ひます。ちょっとどういった方がおられるのか、詳しく、今、存じてはいないところもありますので、また、特に個人ですとなかなか危険というようなこともございますので、そういった場合はできるだけ業者のほうに依頼をしていただきたいというような方向で今考えておるところでございます。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） それでは、1項目めのまとめといたしまして、ヒアリはなぜ怖いかという、ある雑誌の記事に目がとまりました。筆者は、10年以上前から環境省とともにヒアリの侵入への警鐘を鳴らし、対策を検討してきたそうです。ヒアリをよく知る昆虫学者や生体学者は定住することを大変心配しております。多くのドラッグストアでヒアリ対策と称した殺虫剤が売り出されています。しかし、今は市民の居住する地域で発見されたのではなく、むやみに殺虫剤を使用すると在来種のアリもみんな駆除してしまいます。日本は島国で、日本固有の生態系を育む生物も多く誕生し、独特の自然観が生まれた文化が育まれてきました。子供たちが安心して遊べる公園や農業者が安心して生産できる農地の未来を守ることが大切であり、ヒアリを発見した今日こそ、国民全員でこの対策をすることが必要であり、ここで失敗すれば必ず将来大きな禍根を残すであろうとつづっておりました。私も読んで共感しました。

ヒアリのみならず、平成24年に対馬で外来の原産国が中国・台湾・東南アジアのツマアカスズメバチが発見されました。対馬で急激な分布が拡大され、九州に侵入する可能性があるとのこと。生態系に影響を及ぼすおそれがある侵略的外来生物は防除が必要であり、私たち町民の生活の安心・安全を守ってほしいものです。そのためにも、この問題は国・環境省レベルのものだとは考えていないと思ひますけれども、国・県・町の行政が連携して対応してほしいと思ひますが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） これは町だけでやっても防げるものじゃないです。日本全体ということですね。おっしゃられるように、もう水際作戦とか、環境・国・県レベル、そして、地域の他の市町村と情報交換の中でやらなきゃいけないということで、町だけでどういふ防御をしてもし切れなところがありますから、それもいい御意見いただきましたら、それについて機会があれば、環境・県のほうとかいろいろ町の議会で質問があったからということで連絡して対応していきたいと思ひております。

○議 長（河野博文君） 2 番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） それでは、次に 2 番目の項目の集中豪雨や台風時の洪水による河川氾濫対策についてお伺いいたします。

平成25年 7 月の九州北部豪雨では、旧山国町、耶馬溪町、日田市、本町では八幡地区、古後地区に甚大な被害が出ました。その復旧にやっとなどがついたと安心したやさき、ことし 7 月 4 日に皮肉にも 5 年前と同時期にまたもや集中豪雨に見舞われ、河川でも同じ箇所が被災しました。本町においては、幸いにして被害に遭った河川被害は大規模改修が進み、大きな被害にはなりませんでした。

しかし、あと 2 番でお尋ねするのと兼ねますが、太田川で同じ護岸箇所からの洪水による河川氾濫が再び発生いたしました。農地に土砂や流木が流れ込み、撤去作業も大変なものでした。5 年前も今回も流れる濁流を見ていると、現在の護岸を 1 メートルぐらいかさ上げすると氾濫しないのではないかと。また、90 度に折れ曲がった箇所やカーブに蛇行しているところを緩やかなカーブに改修することで、大分緩和されるのではないかと思ひ、現場を見詰めておりました。

町の災害対策本部や県土木事務所も、5 年前もことしの 7 月も、その状況は現場で確認していると思ひます。現在の河川災害は復旧工事のみとは承知いたしておりますが、農地保有者や周辺住民は災害に遭ったら復旧しますでは遅いのです。このためにも防災の観点から一級・準用河川を問わず、おのおの管理者で蛇行しているカーブ地点等の護岸かさ上げ工事はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、お答えをいたします。

玖珠町内の一級河川につきましては 16 河川ございまして、大分県が管理をしております。今回の御質問のカーブ護岸箇所のかさ上げ工事について、玖珠土木事務所のほうへ確認をいたしましたところ、かさ上げ工事については浸水被害などの実績を鑑みて行うということでございました。また、洪水氾濫対策としまして、河川断面を阻害するような土砂堆積により人家、農地などに被害を及ぼす箇所に限り、土砂除去を行っているということでございます。

町管理の準用河川につきましては、現在 62 河川ございまして、ほとんどの河川が自然護岸であるため、土砂堆積も多くあります。その中で特に人家に隣接し被害を及ぼす場所については、県と同様に土砂除去を行い、洪水氾濫対策を行っております。

御質問のかさ上げ工事につきましては、護岸が未整備であるため、かさ上げ工事のみを行うということは困難でございます。しかしながら、災害復旧工事等でブロック積みや練り石積みで整備を行った場所の護岸については、越流被害が発生する場所について被害状況を確認し、かさ上げ等の対策も可能であると考えております。県も同様でございますが、50 年に一度、100 年に一度と言われるような豪雨が近年頻発しておりまして、大変苦慮している状況でございます。

以上であります。

○議 長（河野博文君） 2 番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） 1番と、今から言います件は、ちょっとダブったところもあるかと思いますが、一級河川太田川の山下川合流地点から太田橋の改修計画です。この箇所は5年前の九州北部豪雨、そして今回の豪雨でも洪水により河川が氾濫しました。そのときには護岸を水が打ち上げ、土砂が流入し、周辺一帯が濁流となって農作物を流した様子は、先ほども言いましたように、町の対策本部や県土木事務所の方は見ていると思います。この区間には、3カ所の水とり口の堰があります。その関係で河床が上がっているため護岸が低くなっているところもあると考えられます。もろもろのことを考慮されて、河川改修はできないか、再度お尋ねをいたします。また、土木との話し合いも先ほど説明がありましたけれども、その区間に関してはどのように考えているか、お願いします。

○議 長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、太田川の件でございます。一級河川太田川でございますが、御指摘のとおり、この区間については護岸改修が未整備でございます。先ほどと同じように管理者である玖珠土木事務所へ未整備区間の考え方を尋ねてきました。護岸改修や整備を計画的に行う場合は、当該河川の整備に関する、まず河川整備計画を定めておかなければなりません。河川整備計画は河川の下流から順に上流へと計画を立てることになっております。玖珠管内の河川については、一級河川筑後川から分岐した玖珠川の整備計画ができた後、玖珠川から分岐する支流である太田川などの整備計画を立てることになります。しかし、本流であります玖珠川の整備計画ができていないようであります。現在、玖珠管内の護岸につきましては整備計画がないため、災害復旧事業や大分県単独費で工事を行っているということでございます。

この太田川につきましては、議員も申したとおり、今回、24年の災害等で大量の雨によって越流した事実は土木も確認しておりますが、河川氾濫により農地等への浸水被害の発生状況の実績、また地元からの要望を踏まえて、河川管理者である大分県が整備の検討を行うという形になります。また、県とこの区間についての協議については、特段、近年行ってはおりません。

以上であります。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） それでは、2項目めの最後の質問になります。

福岡県朝倉市や東峰村の九州豪雨で氾濫した河川により、甚大な被害を受けた河川の復旧方針について、福岡県の有識者委員会がその報告書をまとめ、各行政関係者に提出したとの報道がありました。この九州豪雨は200年以上に一度と位置づけされておりました。この報告書は50年に一度の確率で起こり得る一定規模の雨に対応するハード事業対策を視点として、川幅を広げたり土砂がスムーズに流れるよう蛇行した川のカーブを緩やかにする。住民には宅地のかさ上げや宅地移転を提言しています。しかし、住民側は復旧工事で河川の氾濫がなくなるといいますとっております。いずれにしても、河川氾濫防止対策として川幅を広げたり、護岸のかさ上げやカーブを緩やかにするなどで、土砂などがスムーズに流れる河川にすることだと思っております。一級河川や準用河川を問わず、町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、一級河川、県とかそういう状況で、我々は住民の皆さんの御要望をいただいて、県に申請するということとして、我々は県の一級河川について黙ってするということはできませんから、そういう皆さんの御要望があるということを県につないでいく。そして、やはり河川氾濫というのは重要なことですので、準用河川は玖珠町の管轄に入るのでございますが、上だけしても、先ほど担当課長が申し上げました、やっぱり下からずっと整備していかなければ上だけ整備しても、下のほうで逆流するということもあり得ますから、こういう御要望があると、住民の皆さんの安全・安心を守る意味では重要な施策としてやらなければいけないんですけども、これはこういう要望がありましたということを県のほうに我々も積極的に申請していくという状況じゃないかと思っております。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） 先ほども言いましたように、5年、10年の周期で集中豪雨等発生しておりますので、早い機会に県のほうに申請をして工事の依頼を極力、玖珠のほうに回していただくよう努力していただきたいと思っております。

それでは、最後の3項目めの質問に入ります。

日本遺産「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」が、ことし4月に文化庁より認定を受けました。中津市と玖珠町をつなぐストーリー資産です。概要等については後ほど担当から説明があるかと思っておりますけれども、4月28日、両市町長による共同コメントという形で発表され、広報6月号で詳しく紹介されました。その中で、玖珠町ストーリーの構成要素の欄に18項目の有形・無形の遺産が紹介されました。その場所を点と点でどのように回るのか、要は交通手段です。ツアー的に周遊コースにするのか、定期観光バスを走らせるのか、また中津と一緒にするのか、また現地における説明等の対応はどうするのか。特に、楽は神社に奉納するのが目的ですので、観光向けにするには衣装やテレビのビデオ等を利用して常時放映したり、展示場をつくって案内するかなど、1人で心配してみました。

ことし始まったばかりの事業で有形遺産については、町は大規模事業として整備をしてきました。行政と関係者の共同による活動と運営が今後大きな課題と思われれます。まず、町内18カ所の資産箇所を回る交通手段等、考えがありましたらお聞きいたします。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

日本遺産関連につきましては、中津玖珠日本遺産推進協議会、会長は中津市長、副会長に玖珠町長、委員といたしまして、中津市副市長、玖珠町副町長、両教育長以下、関係部課長や商工会代表メンバーで構成され、この協議会を設置いたしまして、中津市役所と連携を図りながら、私どもの課と社会教育課と協力して事業を推進しております。

先日、中津市山国町で開催された日本遺産フォーラムでは、全国30地域、都市ブランド戦略を手が

ける日本遺産総括プロデューサーの本田勝之助様より、歴史的な背景がストーリーとして認定されたものであり、文化GDPを上げ、未来にふるさとを残す事業として、文化財と観光の連携で国内外に情報発信をして、これまで保存重視だったものを戦略的に観光商品として文化財を資源に、観光の受け皿としても活用しながら、ここにしかないもの、ここでしか食べられないものなど、やばけい遊覧の特徴を生かして地域おこしに取り組もうという提言がございました。

当課といたしましては、本年10月にまず町内の方々を対象に、地元の方々に日本遺産を知ってもらおうという企画で町のバスを利用して、町内の構成要素を中心に日本遺産めぐりを実施いたしました。議員がおっしゃられました定期バス等につきましては、いささか厳しい状況がございますが、現在、構成要素を結ぶ交通手段につきましては、基本はマイカーが主流となろうかと思いますが、現在、広告・宣伝事業にあわせて、中津から玖珠、玖珠から中津をめぐる観光ルートを提案しながら、旅行会社向けにモニターツアーを実施しております。既に幾つか商品化していただいた部分がございますが、今後は調査結果を踏まえまして、モデルルートのブラッシュアップに努めながら、商談会等でこのツアー商品の醸成に中津市とともに売り込みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） もう一つ、さっき楽とかありましたけれども、現地における対応等はどのように考えておりますでしょうか。案内の方です。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 現在、構成要素が複数にまたがっております。既に現地のツアーガイド等につきましては、既存のふるさとガイドが旧森地区の久留島庭園を初め、機関庫公園、こういったところには既に入っております。文化財的な要素になります楽とかは、まだそこまでのガイドの育成等はできておりませんが、新しい情報といたしまして、北山田地区のコミュニティーの方が、三日月の小松女院の関係等を勉強しながらちょっと頑張っていこうという動きがあるようでございます。また、組織として確立できましたならば、議員さんたちにも御紹介できればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） ぜひ早急に、日はどんどん過ぎますので、そういった方がいらっしゃるのでしたら、養成をお願いしたいと思います。

続いて、広報7月号で7月1日から行われました日本遺産サミットin京都への参加規模や内容、今ちょっと説明もありました10月に実施した町民向けの日帰りツアーの状況、反応はいかがだったでしょうか。広報でシリーズ的に、今、毎月紹介され始めましたけれども、それと並行して役場職員全員が、また町民一人一人がこのことを知り理解して町内外から来る人に説明ができるためのフィールドワークや歴史の研修の場、ダブりますけれども、またグループ育成等の課題が多いと思います。町

民への周知や今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 町民に対する広報等でございますが、現在、町報で日本遺産についての説明というか連載をしているところでございます。当面3月までは連載を続ける予定でございますし、また、検証をしながら今後続けていくかというのはまた考えていきたいと思っております。

また、職員等のボランティアというかガイド等につきましても、今後どういうふうにしていくかというのは課題になろうかと思っておりますので、その点も十分協議していきたいと思っております。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 18要素のうち有形については多額の予算を投じております。町民誰もが今後の資産を活用した維持管理・運営には大変心配しております。また、無形の文化遺産については、宝くじコミュニティ助成事業等で、衣装とか道具類等は順次更新してきているようです。今回、日本遺産に登録された以上、国からの管理運営助成があると聞きしたんですけれども、町独自でどのような助成を行う予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 現在、町等の文化財に指定されているものにつきましては、町として助成を現在行っております。県・町とそれぞれ額は違いますが助成を行っているところでございますが、今回、日本遺産に関しては重複している部分がございますので、それ以外でどうしてもということがあれば、またその中で協議が必要であるかと思っております。現在ほとんど重複していますので、わずかではありますが助成は行っているところでございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） その助成はいつまでも続くものではないと思っておりますけれども、町単独で今後する予定があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） やっぱり文化財を守るというのは、町民みんなで守るのが原則でございますので、この助成はやはり続けていくべきじゃないかというふうに私どもは考えるところでございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） それでは、最後3項目めのまとめといたしまして、先ほども話がありました、先日、コアやまくにて「あなたからはじまる日本遺産」のシンポジウムに参加してまいりました。パネルディスカッションでは、本町より2名の方がパネラーとして、また岩室楽の方々が参加されました。大変お疲れでございました。初めて見る岩室楽でもありましたし、とてもよかったと思っております。

私も感じましたが、この日本遺産に登録されたものの、実際に形にし、町内外からの文化人や観光客などの受け入れは大変だと思います。先ほども言われましたが、担当職員のみの仕事ではないと思

います。職員全員で取り組んで、尋ねられたら答えるぐらいの勉強は私も一緒ですけれども行いたいと思います。中津市の取り組みは、シンポジウムがあったからではないですけれども、本町より一歩前に出ているような感じがしましたけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。最後のお尋ねです。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、予算は中津のほうが非常に多くて、正直申しますと、この日本遺産には中津が主導的にやっていただいて、町と協力するというのが正直な答えです。でも、先ほどおっしゃられた文化とか伝統とか、非常にこれは、将来の珍珠の住民に残すということで大事なことだと思いますし、それをどういうふうに助成していくかということは、今後の課題じゃないかと考えております。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） これで終わります。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美議員の質問を終わります。

次の質問者は、1番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 議席番号1番中尾 拓でございます。

改めまして、皆さん、こんにちは。月日のたつのは早いもので、ことしも残り少なくなりました。ことしの明るいニュースでございますが、先ほど廣澤議員の質問に町長も答えていただきましたが、平成5年に計画されました珍珠工業団地は、多くの方の努力によりまして、25年の歳月を費やしましたが造成も進んでおり、11月21日には待望の工業団地への合板製造業の進出も決まりました。50人の雇用、林業への波及効果も期待されますし、大いに期待をされております。

また、今議会の諸般の報告で、町長が述べていただきましたが、工業団地の残りの土地10ヘクタールも県とタッグを組んで企業誘致に積極的に取り組むとの決意も述べていただきました。ひと・もの・しごと、定住人口の増、地方創生が大いに期待されます。それから、4月には待望の久留島記念館もオープンし、町も地域も活気づいてまいりました。半面、カウベルランド等の負の遺産も生じました。来る年は、負の問題も解決していただきまして、積極的なまちづくりの施策で、明るい年になるよう御祈念を申し上げておきます。これからも皆さんの御指導をいただきながら、議会が変われば町が変わるとの思いで質問やまちづくりの提案をさせていただきます。町が元気になるように頑張らせていただきます。

それから、産業建設まちづくり常任委員会は、今回の視察で町が抱えている当面の課題や、珍珠町のまちづくりの方向性やどのような施策が必要であるかの目的を持ちまして、同じようなまちづくりで先進的な取り組みを行っておりますところを視察研修させていただきました。今回の視察研修は、中学校跡地の利活用や、移住・定住対策で人口増の取り組みを行っており、効果を上げております和歌山県の田辺市と日高川町を視察研修先選ばせていただきました。また、田辺市の秋津野ガルテンでは、社長と夜なべ談義を行いまして、社長のパワーや発想力に感動した有意義な研修でございませ

た。

それでは、通告に従いまして、視察研修も生かしまして一問一答方式で質問をいたします。簡潔な答弁をお願いいたします。

玖珠町も平成31年4月には、中学校が統合し、中学校跡地が生じます。跡地の利活用の取り組みを早急に進める必要もあると思いますが、その観点から質問をさせていただきます。それから、議会も中学校の跡地利用につきまして、住民の意見を聞く会を開催いたしました。町に対する要望は多く出されましたが、地域住民が何をしたいのか、何をするのかというのは余り聞けない意見交換会でした。

それでは、質問に移らせていただきます。

中学校の利活用の取り組み状況をお伺いします。地域住民を巻き込んだ跡地利用協議会の設置は進んでおりますか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

中学校跡地の利活用の取り組みの進捗状況についてでございますが、前回9月議会定例会後の議会全員協議会で、平成28年度末、ことしの3月に策定しました玖珠町公共施設等総合管理計画の概要を説明させていただきましたが、玖珠町が保有する公共施設が247施設、延床面積は11万3,000平方メートルあります。その中で中学校跡地を含めた学校教育関係の施設面積が一番多くて、全体の38%を占めております。この公共施設等総合管理計画でうたわれている数値目標を達成するため、今年度から247施設の個別管理計画の策定に向けた取り組みを現在進めております。今後、ますます人口減少が進み、財政状況も厳しさを増していく中で、全ての公共施設を更新維持することは不可能となるため、機能統合による複合化や長寿命化、保全計画、貸し付け、売却及び除却等の方針を定めることとしております。今年度末の策定を目標に取り組みを現在進めているところでございます。この中で、学校教育関係施設はそれぞれの地域の中心部に位置しており、自治公民館等の社会教育関係施設や消防詰所等が隣接しているところが多く見られます。また、建築年や耐用年数が施設ごとに異なることから、各施設の劣化状況調査を行い、行政課題を検討した上で行政案の取りまとめを行います。

先週11月30日に開催されました玖珠町総合行政審議会で、これまでの取り組み等の説明を行ったところでございますが、まず行政案となる玖珠町公共施設等個別管理計画を策定した上で、議会議員の皆様や総合行政審議会、総合教育審議会へ提案を行い、その後、各地域説明会や住民とのワークショップなどを行ってまいります。こうした流れの中で地域を巻き込んだ跡地利用協議会の設置等が必要となれば、各地域主導で協議会を設置していただき、活用案を示していただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 地域は、私が思うのは、やっぱり地域の方の御意見を聞くのが先決でないか

など思っております。それから、いろんな協議会を開いて検討すればいいんでないかと思っておりますから、そういう面はやはり、今言うたように、先に行政から考えて、その後に地域に意見交換するということですかね。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 前回、議員さんから各地域から出た意見等もいただいておりますし、まず行政課題等を整理して、学校とかいうのはどうしても地域の中心となることから、まず考えられる行政案を示して、それから意見をいただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） それでは、次の質問に移りますが、ちょっとこれも何か意見がかみ合わない気もしますが、全体のまちづくり、地域づくりの中で、跡地が全町に分散しているのですが、どのように活用するのがまちづくりにベストか、方針を聞くような行政や学校、農協、商工会、有識者などで構成する検討委員会は設置する考えはお持ちじゃないでしょうか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 活用の検討委員会でございますが、現時点では新たな委員会を設置するのではなくて、玖珠町総合行政審議会や総合教育審議会で検討して、公共施設個別管理計画の改定を行ってまいりたいと思っております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） いろんなところから御意見を聞いて、すばらしいまちづくり、地域づくりをお願いしたいと思います。

それから、次に移らせていただきますけれども、私の思いでございますけれども、行政から諮問をし、答申をいただく方法も考えられますが、町として取り壊して分譲して販売、福祉施設として利用、地域住民が利用、公園、グラウンド等、加工施設等も含めまして、それから民活を生かした利用、企業誘致等、具体的な利活用の方法もいろいろ考えられますが、町として方針を何かお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 今、議員さんも言われましたように、いろんな活用方法は考えられると思いますが、先ほど言いました、今後策定される玖珠町公共施設個別管理計画はそれぞれの施設ごとに作成、計画を立てますので、その施設が公共施設としての活用や地域住民による活用、公募等による民間での活用、また、除却や売却等を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） せっかくの機会でございますけれども、私たちが視察研修した田辺市の例を

若干申し述べさせていただきます。

田辺市は、まちの計画では校舎を壊し宅地分譲を行う計画でありましたが、地域の住民の意見を十分お聞きして施策を変更しております。地域住民が株式会社をつくり「廃校からまちを元気に」をローガンに空き校舎を活用し、都市との交流施設、宿泊施設、レストラン等を運営して、事業も順調に進んでおまして、地元の雇用も10人ができて大変にぎわいを上げている取り組みでございました。このまちが計画したのは、計画から4年の長い歳月を要しておりましたので、玖珠町も跡地利用につきましては、早急な取り組み、積極的な取り組みをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

県内の移住・定住対策は、県や市町村の施策を活用し、移住者数が過去最多ペースと伺っております。昨年度の768人を上回る見通しで、県や他の市町村はきめ細やかな相談体制、積極的に情報発信を行っています。玖珠町におきましても、過疎対策、人口増及び少子化対策を目指すには、必要な施策と考えるが、本町の移住・定住対策、地方創生ひと・もの・しごとで、人口増、少子化対策の取り組みについていただきます。

まず初めに、人口の社会増減ゼロを目標に、移住・定住の取り組みを強化し、まちづくりを進めるべき観点で質問を行いたいと思います。過去3年、平成27年、28年、29年の移住・定住人口の推移を伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

県外からの移住者は県全体では平成27年度の移住者数が454人、218世帯、28年度は768人、375世帯、29年度は4月から8月まででございますが446人、270世帯となっております。玖珠町では、平成27年度の移住者数5人、2世帯、28年度は9人、6世帯、29年度は4月から10月まででございますが6人、2世帯となっております。ただし、これは空き家バンクを活用した移住者のみの数字でございまして、このほかに民間住宅の購入あるいは賃貸による移住者もおりますが、移住かもしくは転勤かなどの判別が困難なこともございまして、その数は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、町内の移住者数をお聞きしましたけれども、これは全てでないようでございますけれども、県の移住者の数からすると若干少ないような気持ちもしておりますが、私がこれから質問する施策に積極的に取り組んでいただきまして、成果を上げていただきたいと思います。

今回、視察研修いたしました日高町は、4人体制の移住・定住促進対策室を設けており成果を上げておりましたが、玖珠町も移住・定住対策に取り組む専任の課、係、担当者等を配置し、充実した施策で移住人口等をふやす考えはないか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 行政組織に関する事項の所管は総務課でございますので、私のほうからお答えいたします。

移住・定住に関する業務専任の課・係の設置につきましては、現段階では考えておりません。移住・定住に関する業務は、現在、まちづくり推進課地域振興係で担当しております。担当の増員についてでございますが、地域振興係の職員配置につきましては、平成27年度は3名体制でございました。しかしながら、平成28年4月1日から他の業務の移管もございましたけれども2名の増員を行いまして、現在5名体制で業務を行っているところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 私がどうして充実しなさいということは、県下の、本当に、今、移住がブームになっておるんです。よそのまちは大きな成果を上げておるのに、玖珠は何かしら移住人口が、やる気が見えないというか、そういうことは考えておりますので要望したわけでございます。

それから、原課に行って聞きましたら、今、実際に移住対策に取り組んでいる職員は1人にも満たないと、0.5人ぐらいじゃないかというような雰囲気を感じましたし、こういうことでは本当に人口増とか少子化対策とか定住人口の増が見込めないと思いますけれども、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

移住とかにつきましては、行政のそういうアピールとか、受け入れ体制も必要と思います。それ以上に地域の人がいかに受け入れていただくかということも重要な課題だと思っています。そして、地域、昔からの伝統とか水利、水道を掘ったからそういう費用・管理とかそういうのもありますが、地域全体で受け入れる体制をつくっていかなくちゃ、やはりなかなか受け入れにくいんじゃないかと。行政は行政で、今後、空き家もふえていきますから、受け入れる体制をとっていかなくちゃいけない。そして、やはり東京のほうとか都会のほうで働いている若い人でも、静かなところで農業をしながらという方が多くなっています。その中において、やはり今後、受け入れ体制というのは十分に考えていかなくちゃいけないと思っています。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） わかりましたけれども、初め、私がいろんな仕事をするには、組織・体制が必要だと思うんですよ。そこに職員をうまく配置をいたすれば、本当に職員も頑張る。職員もユニークな発想で知恵を出して頑張るのではないかと思いますので、そういう面も今後は十分考えて、機構改革、体制をつくっていただきたいなと思っています。とにかく、よそのまちには負けられないようなまちづくりの取り組みをお願いしたいと思っています。

それから、ふるさと回帰支援センター、移住・交流推進機構等の会員になり、情報発信や町のPRに努めるべきと考えますが、町としてのそのような考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） ふるさと回帰支援センターには、大分県と県内の9市、大分市、宇佐市、豊後高田市などがございますが、9市が加入しております。会員になることで、ふるさと回

婦支援センターに会員のチラシ、パンフレットを優先的に設置できる。ただ、大分県コーナーには県内市町村はパンフを置くことはできるようになっております。また、移住・定住等のセミナーを開催できる。それから、移住・定住フェアで優先的に出展できる。このような優位性はございますが、5万円の年会費を払わなければいけません。また、フェアでのブース出展料が別途費用となることなどを考えますと、現時点では入会したほうが絶対有利だとは考えておりません。

また、移住・交流推進機構につきましては大分県が加入し、県内18市町村は全て自治体会員となっております。会費については県のほうで支出をしていただいております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 私もふるさと回帰支援センターには、広報委員会等の研修がありまして、そのときに寄ったわけでございますけれども、そこでお伺いすると、県内の市町村は3つの町しか抜けてなく、あとは全て入っているんです。そこでどういうことが行われているかとお聞きしましたら、市長もいつも寄っていただいて、いろんな情報発信や御相談をして、前向きな移住促進の取り組み、定住の取り組みに取り組んでいるというようなお話を伺いましたし、その職員も本当に地域に、大分県の担当の職員もおったんですけれども、大分県に移住人口をふやしたいと熱意を感じたんですよ。うちみたいに入らんとかいうようなことじゃ、本当にそういう県下の市町村がいい成績をおさめているのに、そういうことは可能かなとちょっと心配でございますけれども、そこら辺の考えがございましたら。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 移住・交流推進機構のほうにおきまして加入しているということで、そちらのほうに加入しておりますので、当面はそれでいきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 移住・交流推進機構ですか、それは大分県が入っておるから全てのまちが入るんですけども、よそのまちは独自の発想と考えて、ふるさと回帰支援センターの会員になっておるんです。そこは本当にいい成績を上げているという感触がありましたし、頑張っているなという姿も見てきましたので、今後もそういうところも入って、東京から情報発信をして、玖珠町に移住者をふやすような努力をお願いしたいと思っております。

ふるさと回帰支援センターの会員になったら、本当に私のほうが研修したときにはメリットがあるなと思ったんですよ。だから、そういうことも含めて、今後、十分検討していただきたいということをお願いします。

〔「お願いしますで終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 今の、一応、要望ということで、次の質問にってください。

○1番（中尾 拓君） お願いしますじゃなく、ぜひ加入をしていただきたいということを申し述べます。

それから、次の質問でございますけれども、町は移住者を対象にした相談会・フェア等にどのような形で参加しているのか、お伺いします。他の市町村におきましては、相談会やセミナーに参加したり、担当者が移住希望者と具体的に面接をしているとお聞きしておりますが、町の対応についてお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 移住者向けフェアへの取り組みということでございますが、平成29年度は10月29日、福岡での「おんせん県おおいた暮らしフェア」移住・定住フェアに参加をいたしております。また、来年1月末の東京、それから2月の京都でのイベントに参加を予定しております。

これまでの移住・定住フェアへの参加状況につきましては、26年度が東京1回、27年度が大阪1回、東京2回、これは地域おこし協力隊の採用につながったものでございます。また、28年度は東京1回、福岡2回という状況でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 私がちょっと思うんだけど、よそのまちは移住対策に物すごく頑張って、豊後高田市やらは社会人口の増減ゼロを目指して頑張って、それを達成しよるんですね。玖珠町も今後もそういう施策を駆使して頑張っていたきたいと思えますし、頑張るべきと思えます。

それでは、次に移りますけれども、町独自や県の補助事業で、どのような移住向け支援メニューがあるのか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 移住支援メニューでございます。移住者が登録空き家バンクを活用して、賃貸または購入が成約した場合に、1件当たり20万円補助する制度がございます。また、登録空き家をリフォームした場合、かかった費用の2分の1以内、上限50万円、ただし子育て世帯がいる場合は上限80万円を補助する制度がございます。

それから農業関係では、新規就農支援策といたしまして、農業次世代人材投資資金150万円を支給し、町が認定した研修受け入れ農家のもとで研修を受ける制度がございます。また、新規就農に必要な大規模な施設等を整備する場合、活力あふれる園芸産地整備事業として、県の3分の1補助に加え、通常、町の補助6分の1のところを3分の1にかさ上げし、補助する制度がございます。また、小規模な施設を整備する場合は、玖珠町パイプハウス補助事業として、1農家1棟のハウス施設資材に対して3分の2補助、上限40万円を補助する制度がございます。

畜産関係では、玖珠町牛増頭対策として、移住し畜産を開始し牛を飼養管理する方に対しまして、1人当たり50万円を交付する制度がございます。

商工関係では、新たに創業する方に対して、店舗開設等の費用の2分の1補助、上限50万円を補助する制度や、創業支援セミナー研修などの支援がございます。

支援については以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、課長さんが言いましたように、この支援メニューだと思うんですけども、大変この中の内容がいいんですね。だから、これを移住希望者にどういうふうに配布するのか、相談会等で配布するんだらうけれども、いろんなところに積極的に配布、移住希望者に配布していただきたいと思いますが、今後どういう思いで配布していきますか。ちょっとそこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 先ほど申しましたが、移住向けフェア、それから町の持つておりますいろんな情報媒体を使って、そういう情報は発信していきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 発信していくの、大変ありがたく思いますけれども、とにかく、大分県でも1位、2位を走るような移住者・定住人口がふえるような施策をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、体験、交流、移住・定住につながるように、どのように戦略をお考えで取り組んでいるか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 本年5月に町村週報で田園回帰に関する調査研究の中間報告というのがございまして、それによると過疎地域への移住者の数と人口に占める割合が、移住者の数は全国で84万人、過疎地域への移住者の割合は6.5%というふうになっておりました。その調査の中で、都市住民の意識調査では、農山漁村地域への移住条件で最も重視する条件は何かという質問では、20代から50代の男女とも生活が維持できる仕事・収入があること、また60代の女性では医療・福祉の環境が整っていることという調査結果が出ております。また、移住に対する不安や懸念はという質問では、30代から50代の男女とも、生活を維持していけるだけの収入が得られるか、また女性の全ての年代で都市部へのアクセス手段が確保できるか、移住先での人間関係がうまく構築できるかというような不安や懸念があるという調査結果が出ております。

このような調査結果から、移住・定住を促進するために必要な施策・戦略といたしましては、生活を維持できるだけの収入が得られる地元企業の紹介や、企業誘致等による新たな仕事・働き口の確保、また、出産・子育て・教育・医療・福祉に係る支援の充実、また、移住体験ができるお試し居住施設の確保や農林業者との体験を交えた交流を行うことにより、地域住民が移住者を温かく迎え入れる環境の醸成と整備、また、行政による移住者支援策の拡充及びPRの強化、こういったものを進めることが移住・定住につながると考えますので、現在、まちではこれらの施策を進めているところでございます。

また、住んでいる町民自身が、自分のまちを誇れる魅力あるまちづくりに取り組もうという積極的な姿勢を発信することで、町外の方が行ってみたい、住んでみたいとなるのではないかと思いますの

で、議員各位初め、町民の皆様の御理解と御支援、御協力をお願いいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 関連でございますが、今も出ましたけれども、お試し住宅の取り組みも考えていましたけれども、具体的にどこで考えておるのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思うし、それから、農村民泊で暮らしの体験、それもお試し体験になるかもわかりませんが、そういうことが考えられるのか。空き家の見学を交流やらそういうことで紹介ができるのか、そこら辺がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お試し住宅につきましては、現在は森高の校長住宅の跡地ということでございまして、今後、空き家がまた多く出てくれば、そのあたりは考えたいと思います。

それから、空き家の見学でございますが、これについては逐次問い合わせがあった方、また見たいという方があったときに、それぞれ対応しているところでございます。

農村民泊につきましては、こちらのほうでは考えておりません。民間の方がやっているということは承知しております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、玖珠町では農村民泊については、修学旅行者とかそういうのは受け入れておりますけれども、個々にはやっていないのはわかっておりますけれども、私どもが今回視察研修に生かしたまちは、積極的に町が主体的にいろんな施策に取り組んでおった。その中で、空き家の見学等も入れて、本当に移住者も多く成果を上げていたし、そういうのを参考に組み込んでもらえたらいいなと思っております。

それから、次に移りますけれども、空き家の把握・活用はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） まず、空き家の把握についてでございます。9月議会の一般質問でも回答をいたしておりますが、平成24年度から25年度の調査結果では、空き家総数は224棟、内訳は、損傷が少なく今後の利活用が見込まれるものが63棟、一部修繕すれば利活用が見込まれるものが100棟、腐朽・破損が著しく倒壊のおそれがあるものが49棟、倒壊のおそれがあり隣接の建物、道路等に影響があるものが12棟となっております。

それから、空き家の活用についてでございますが、移住・定住対策といたしまして空き家バンクへの登録数をふやし、移住希望者がいた場合に速やかに紹介できる物件をふやすことで、これからの移住・定住につなげるために活用していきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今、空き家の戸数の回答がありましたけれども、今、その空き家を言ってもらったので、玖珠町に住んでいる人の空き家と、どこの人かわからんが県外に所有者がおるとかいうような、それ内訳わかりますか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） それについては、こちらで把握しておりません。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） わかりました。私が今度視察研修を生かして質問をするということでしたので、私たちが視察研修をしたまちの事例を言って、今後こういうふうに取り組んでいただきたいと思いますので、ちょっと言わせていただきます。

私たちが視察したまちは、空き家の把握は固定資産税の納付書を発送するときに、空き家の利用方法や今後の考え等のアンケートを所有者に送られておりました。税務課と連携し、そのようなことは今後考えられないのか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） これは、空き家対策特別措置法の施行のために必要な限度においてということと、空き家担当部局が空き家対策特別措置法に基づく措置を講ずる目的のためという限度がございまして、その取り扱いについては、今後、庁内の担当部局と協議をしたいというふうに考えております。守秘義務ということもございまして。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） それは私も重々わかっておったんでございますけれども、今現在、国の所有者の不明な土地、九州に匹敵するぐらいあるそうなんです。それで今後の対策として、個人情報でもあるけれども、まちづくりにも活用できるような法の改正も考えて提案されるようなんです。そういうことの流れを含めまして、今後、十分検討をしていただきたいと思っております。

それから、また視察研修を生かした質問でございまして、視察研修しました日高町では、婚活を独自に町が主催しておりまして、多くのカップルも成立し成果を上げておりました。それで、婚活、若者の出会いの場を町の直営で、今後取り組むことができないか、伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

現在、大分県ではNPO法人大分情報化推進ネットワークが共同で開設いたしました、おおいた出会い応援センターが、O i t a えんむす部という事業で婚活パーティーなどの出会いのイベント情報の提供や、出会い・結婚を応援するお見合いサポートマッチングなどを企画運営しております。また、町内では商工会が主催し、くすコンを毎年行っておるところでございまして。町独自で婚活事業を行う利点としては、広範な情報収集が得やすいことなどが考えられますが、これにつきましては、町が得

た情報を商工会等へ提供することで解消できると思いますので、町が直営で行う利点はそれほどないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 私が視察研修を生かして言うんだけれども、よそのまちは積極的に取り組んで結果を出しているんですね。だから、うちも、玖珠町が一番しなければならないことは、その体制づくり、組織体制とかそういうことでございますので、今後十分に考えていただきたいと思います。

それから、そのことによって少子化にも貢献できるし、婚活に出席する参加者も、町が先に取り組んでいるということは安心感もあるし、信頼感が生まれて、本当にいい結果が出るのではないかと考えておりますし、私たちが研修させていただきました日高町も、そういうことを述べておりました。

それから、最後になりますけれども、議員の先進地の視察研修に担当職員も参加させ、議員とまちづくりへの共有は考えられないか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 議員言われるように、議員と職員の情報共有は必要というふうに考えております。なお、12月18日には議長からの依頼で、暁雲福社会の視察に職員が同行するようになっておまして、対応が可能な場合は現在でも研修に同行しておりますので、職員が参加することについてはやぶさかではございません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） わかりました。議員研修にも職員をさせてよいということによいですね。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 議員研修にも日程とか目的地、それぞれいろんなパターンがあると思います。したがって、全て可能ということではなくて、やはりケース・バイ・ケースで、こちら側も考えさせていただきたい。予算のこともございますので、一概に可能ですということにはなかなかなりづらい面がございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 大変ありがとうございました。できるだけ一緒に研修をさせていただいて共有化して、まちづくりがいいまちができればいいなと祈念をいたしております。

それでは、若干時間がございますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

14時55分から再開いたします。

午後 2 時41分 休憩

△

午後2時57分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ただいま議長より発言のお許しをいただきました5番松下善法です。

本日最後の質問になりました。何となくまどろんだ雰囲気がありますが、最後まで前向きな御答弁、よろしく願いたいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、玖珠町の小中学校の施設環境整備についてお聞きしたいと思います。

校舎、体育館等の耐震化については、平成23年の東日本大震災以降、国庫補助制度を拡充するなど国を挙げてその推進が図られてきました。その耐震化の状況を把握すべく、文部科学省により全国の自治体に対して学校施設の耐震改修状況調査が行われ、その結果についても毎年公表されるようになりました。玖珠町の耐震化率も県ホームページにも掲載されておりまして、100%とのことであります。しかしながら、なぜ耐震化率について質問させていただいたかといいますと、他県の話ではありますが、校舎・体育館の改修率100%となっている学校がありましたが、実習棟、食堂、部室棟などが耐震改修状況調査に含まれていないという事例がありました。文科省による状況調査の対象は、児童生徒、教職員が日常に使用する建物という基準があり、補足説明として、日常的に使用されていない建物とは、倉庫や機械室であると明記されております。地震が起こるのは校舎、体育館にいるときだけとは限りません。部室など敷地内にあるほかの建物にいるときに地震に遭うかもしれないわけでございます。

学校の敷地内にある児童生徒、教職員が日常的に使用する建物全てについて安全であり、耐震化率100%ということによろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長兼新中学校開校推進室長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、現在使用されております小中学校、幼稚園の校舎・園舎及び体育館等の耐震化につきましては、先ほどお話があったとおり、東日本大震災後に実施されました文科省の公立学校施設の耐震改修状況調査で調査の対象となった規模の施設のうち、法令の改正により現行の耐震基準となった昭和56年6月以前に建てられたものについての耐震診断を実施いたしまして、その結果、補強が必要な施設については平成26年度までに耐震改修を全て終了しています。また、調査の対象から除外されたもの、これ先ほどお話があったとおり文科省の対象となる建物基準、児童生徒、教職員等が日常的に使用している建物で、なおかつ非木造施設であれば、2階建て以上、または延べ床面積200平米を超えるもの、木造に至っては3階建て以上、または延べ床面積500平米を超えるものが調査の対象でありました。それに入らなかったもの、除外されたものということで、いわゆる比較的面積の小さい建物、例でいえば、屋外のトイレであったり倉庫、機械室、プールの建屋、部室などが実際耐

震診断もできておりませんということで、耐震化されているかどうかという部分でいえば、そこがまだ未調査というような状況でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） やはりどうしても主な建物が中心となっているようでありまして、今御答弁いただいた部分の、例えば屋外のトイレとか、部室とか、そういった部分はやはり耐震化の調査ができていないということでございますので、ぜひとも、なければいいんですが、やはり熊本・大分地震もありましたので、ぜひとも今後調査をしていただいて、危なくないように対策を立てていただければなと思っておるわけでございます。

そして、次に学校トイレの洋式化についてお伺いいたしたいと思います。

小学生を対象に調査したところ、小学生の5人に1人が便秘状態で、さらに小学生の2人に1人が学校では排便しない、できないという結果が報告されておりました。小中学生はナイーブな年ごろであり、学校で排便をするということは恥ずかしいのではないのでしょうか。いじめにも結びつくことがあるとも聞いております。ほかの背景といたしましては、家庭での生活習慣でいえば、現在の家庭はほとんどと言ってよいほど洋式トイレであります。また、小中学校での排便教育が浸透していない現状があると思われまます。

御存じのとおり、お隣のここのえ緑陽中学校では、既に学校トイレの洋式化は整備されております。近年では、先ほども申しましたが、学校は有事の際の避難場所に指定されているところも多く、洋式トイレ化が進められております。

そこで伺いいたします。玖珠町での排便教育の現状と小中学校トイレの洋式化率、今後の洋式化の整備計画をお聞かせください。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長兼新中学校開校推進室長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） トイレの洋式化ということで、まず現状についてお伝えいたします。

小中学校の児童生徒用、男子の大使用と女子のトイレの洋式化につきましては、現在約3分の1、32.3%が洋式の便器となっております。また、平成31年に開校いたしますくす星翔中学校では、近年の洋式トイレの普及状況、これは大手メーカーの出荷ベースのデータなんですが、もう洋式が現在では99%を超えているということを踏まえて、基本的に洋式の便器を使うということにしておりますが、各トイレには1基ずつ和式のものを設置する計画となっております。

先ほどお話にあったお隣のここのえ緑陽中学校、男子も全部洋式、しかも個室というトイレになっております。新中学校の施設の協議の中で、その点も実際議題には上がったところではありますが、個室化することのメリットもありますが、通常の公共施設であったりとか、高校に行ったりとかしたところで、基本的には男子は小便器は立ってするような形になっているものがほとんどでございます。そういった部分も含めて、極端なと言う言い方があれなんですが、そういった形にすることがいいのかどうかという議論もあって、従前どおりの部分に加えて、男子用の大便器のほうを基本的に洋式

として、和式を1つ残すような形のものにしております。女子についても和式は1つ残すような形にしております。

排便教育というふうなお話があったんですが、一応そういった直接的な教育の部分というのは、私の知り得る限りでは学校では行ってはいないんですが、食育とかいう中の一連の流れで、排便の大切さとかいう部分については話はされているというふうに理解しております。

なお、今後の小中学校、幼稚園の整備についても、校舎等の長寿命化に向けた計画の中でトイレの改修を行うことになると思っております。これについても家庭での普及状況等を踏まえ、洋式便器への転換が基本になってくるかなというふうに考えております。

特に先ほどお話があった避難所に指定されております6カ所の学校、これは休校も含んでおるんですが、避難場所となります体育館等に隣接するトイレ等につきましては、内閣府のほうがまとめたガイドラインの中でも、新設・改修時には節水型の洋式便器を導入するようというように推奨を受けておりますので、今後、優先的な整備を検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 私どもでも、ここの3階にトイレがありますが、トイレに入ったときに、催したときに洋式と和式があるわけですが、多分ほとんどの方が洋式に座ると思うんです。今、やはり状況的にウォシュレットがついているとか、逆に和式を好む方は、お尻がつかないから清潔であるとかいう理由をおっしゃるんですが、そういうふうな話になると、洋式化して個室化をしている学校があるわけです。そういうところはやり方が極端だということにも逆になりかねないんじゃないかなと思うわけでございます。

先ほども言いましたけれども、小中学生はナイーブな年ごろですので、立ってする習慣、概念はやっぱり日本人として、男子としてとかいうのがあるかもしれませんが、入って全部個室の洋式であれば、小をしている、大をしているというのがわからないわけですから、そういったメリットがあるから、小学校、中学校で洋式便所にして個室化している学校があるということだと思いで、それでやっぱり悩んでいたり、いじめられる子供がおるとするのは甘やかしになるかもしれませんが、そういうこともやっぱり心の隅に置いてあげていただきたい。ぜひ今後とも前向きに御検討いただければと思っております。

次に、再三一般質問に上がっているエアコンについてでございます。これ何度も言うなあと思われるかもしれませんが。ほかの議員さんも何度も聞かれている話であります。それだけほかの議員さんがおっしゃるということは、要望が多い。耳に入ってくるからこそ、何度も話に上がってくるということでございます。

子供たちの健康のために、普通教室の室温を熱中症にならないレベルまで下げる必要があるわけです。学校環境衛生基準で教室内の温度は10度以上30度以下であることが望ましいとされ、学校環境衛生管理マニュアルは、児童生徒等に生理的・心理的負担をかけない最も学習に望ましい条件は、夏季

では25度から28度程度であると記載されています。現状、新中学校のことに予算も気も使っていることとは思いますが、夏の暑さはもちろんのこと、冬場には石油ストーブを使用しているわけです。石油ストーブは可燃性の燃料を使うことでありまして、やはり多少なりとも危険が伴うわけでございます。町長も教育に力を入れるとおっしゃってありました。まず、学習の環境を整えてあげることが必要だと考えます。財政的には厳しく、職員も多忙を極めていることと思いますが、今しても、3年後しても、5年後しても結局すると思うんです、エアコン化は。だったら大変かと思いますが、ちょっと無理をしてでも早目に設置することが望ましいと思いますが、そのことについてお伺いたします。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長兼新中学校開校推進室長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） エアコンの設置についてお答えいたします。

この件につきましては、御案内がありましたとおり、昨年9月議会で藤本議員と小幡議員のほうからも御質問いただきました。私どももこういった教育環境の整備については喫緊の課題であるという考え方は同じでございます。その際にも、今後文部科学省や防衛省の補助金等を活用しながら順次整備していきたいと申し上げたところでございます。

その後、本年2月末から3月にかけて、防衛省の防音事業の認定を受けるための砲撃音の測定を行ったところでございますが、測定結果は当日の天候の影響等もありまして、防音事業に該当する音響レベルに達しておらず、事業採択はなりません。しかしながら、御案内のとおり学校の授業の妨げになるような大きな砲撃音が聞こえることが多くあることから、再度砲撃音の測定を行って、非常に有利な防衛省の防音事業の適応を受けたいというふうに考えております。今後の整備等の見込みになりますが、本年度内に再度砲撃音の測定を行い、適合すれば防衛省補助、不適合の場合は文部科学省の事業で整備を進めていく予定でございます。30年度に実施設計、31年度に工事を実施するというような予定で今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 前向きな答弁をありがとうございます。しかしながら、後ろの先輩からもなるべく31年じゃなくて30年でやれと。僕が言ったんじゃないですけども、そういうふうな今お言葉もいただきました。なるべく早くお願いいたしたいと思います。

現状では、室温を管理する最も確実な方法はエアコンの設置でありまして、児童生徒の健康を守るために効果があるわけでございます。エアコンを設置した地域の学校では、集中度が増したとか、授業への反応がよくなったなど肯定的な声が多く、当然授業の理解度や学習効果は向上しているようです。

新中学校にエアコンを設置しておいて、体力的にやっぱり若い小学生以下の子供たちに厳しい環境で学習させるのはいかなものなのかなと思うわけでございます。今、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

そして、近年いろんな意味で学校を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきております。特に学校

での凶悪事件が多発していることは大変憂慮すべき出来事であります。地域の将来を担う子供たちの安心・安全を守ることが大切でございますが、現実的に起きておるわけでございます。

本来安全であるべきはずの学校に不審者が侵入して、子供の安全を脅かす事件が多発していることは、大変悲しいことでございます。身近で恐ろしい事件が起きたわけですし、ことしの3月31日、宇佐市四日市の認定こども園の教室に刃物を持った男が侵入し、小学校3年生の男児と女性職員2人を襲いました。幸い命に別状がなかったわけでございますが、そこで、学校や幼稚園等の防犯対策についてお伺いしたいと思います。

まずは、校内への不審者侵入に対して、セキュリティー対策として学校周りのフェンスがあるわけでございますが、町内の子供たちの通う施設、小中学校は、誰でもどこからでも侵入できる状態であると思うのですが、現状のまま問題ないでしょうか。また、今の時期など特に感じるのですが、日没あたりの時間は暗くなるのが早くて、学校周りも暗いところが多くあります。校舎や体育館周りなど、電灯はあっても切れていたり、そのままになっているというところも多く、不審者対策だけではなくて、暗くて見えず側溝に落ちたり、危険だという意見も聞いております。その点について見解または対策があるのか伺います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長兼新中学校開校推進室長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 各小中学校、幼稚園等の施設面の防犯対策ということでありますが、今御案内がありましたとおり外周フェンスや門扉、そして街灯照明のほか、夜間・休日は建物の機械警備や巡回警備を行っております。ただし、今御指摘がありましたとおり、当町の学校のかなりの数が土地利用上の関係で、駐車場などの隣地との境界にフェンスが設置できないというか、されていない部分がございます。そういった意味では、ハード面で万全な防犯対策ができていたとは言いがたい部分もあるのは現状でございます。

また近年、学校の開放ということも進めておりますし、夜間の社会体育の利用も含めて学校敷地内に入ることを規制するという事は非常に困難な状況です。

それらの状況を受けた対策としまして、各学校で毎年危機管理マニュアル等を策定しまして、不審者事案等に学校内での対応ができるような防犯訓練等も行っておりますし、さまざまな工夫をしておるところでございます。また、保護者や地域の方も、先ほどありました帰宅時間等の見守り等の活動にも取り組んでいただいておりますし、そういった部分の中で幾らかそこにも守られている部分があるのかなというふうには感じております。

なお、新設されるくす星翔中学校の施設整備の中では、新たに内部・外部の防犯カメラ等を設置することにしておりますし、また小学校や幼稚園で防犯上の整備等が必要な部分につきましても、先ほどありました電気が切れている部分とか、そういう部分も引き続き対応してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） さっき社会体育の利用する方々が体育館とかという話でしたが、私もこの社会体育のクラブ的なもので使用する方から、学校周りが余り暗過ぎて危ないというふうに聞いたわけでございます。ちょっとセンサーつきライトとか、今もう安いと思うんです。幾らかいただいたら、私がつけて回ってもいいぐらいだと思うんですけれども、ちょこっとつければつくような、電池式のものであれば二、三千円であります。ちゃんとしたところを通せば、やはりそれなりの金額はするから大変かなと思うんですが、今、5時ぐらいになるともう暗くて、車を運転していると部活動で走っている子供とか、自転車と同じ車線で同じ方向を走っていればいいですけれども、進行方向から自転車がライトが消えたまま走ってくるとか、多分そういう目に皆さんも遭ったことがあると思うんです。ですから、学校周りの街灯というのは本当に大切やなと思います。

そして、近隣でいえば森中央小学校のほうですけれども、何年か前にちょっとした事件がありまして、センサー付きのライトとか防犯カメラがついた経緯があります。やっぱり国道に面したところとか、人の目につきにくいところというのは、センサーライトと防犯カメラというのはやっぱり今から必要になってくるかな。先ほどの洋式トイレじゃないですけれども、中学校について小学校についていないというのはやっぱりどうかと思うわけですので、ぜひとも明かりの部分、あと土地のフェンスの部分は、隣地などの問題があって許可が得にくいから、全部囲ってしまうことは無理だということだと思いますので、ぜひともできる限りのところを、大変かと思いますが、前向きにお願いしたいと思っております。

次に、子ども・子育て支援事業について質問させていただきます。

平成27年4月に始まった子ども・子育て支援事業に位置づけられている放課後児童クラブ、いわゆる学童保育について質問いたします。

児童福祉法に基づき、共働きの家庭など保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館などを活用し、授業の終了後あるいは長期休暇期間中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、特に児童の発達段階に応じた主体的な遊びや基本的な生活習慣を習得できる場としての機能を有し、放課後を安心・安全に過ごすことができる居場所としての役割を果たしているわけで、共働き家庭の小学校に通う子供を対象にした放課後の生活と遊びの場を提供し、発達を保障するというのが学童保育だということだと思います。

そこで、玖珠町の学童保育・放課後児童クラブの現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 松下議員の質問にお答えします。

現在、放課後児童クラブは、森地区、玖珠地区、北山田地区の3地区で行っております。森地区は、放課後児童クラブくるみの森が実施しており、利用登録者は41名です。現在6年生の希望者がいないため5年生までの登録となっております。続きまして、玖珠地区につきましては、放課後児童クラブくすのきが実施しており、利用登録者数は57名で4年生までが利用しております。北山田地区は、杉の子放課後児童クラブが実施しており、利用者は12名で6年生までが利用しております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 全国的な話でございますが、放課後児童クラブにおける現在の課題として簡単に3点紹介いたしますと、1つ目、土日、祝祭日は休みで困っている、2つ目、申し込みをしても人数が多く利用できない、3つ目、夜6時以降とか、遅くまであいている自治体の学童保育が少ないということでございます。

放課後児童クラブを利用している児童の保護者を対象としたアンケートなどを行い、玖珠町の放課後児童クラブにおける現在の課題を把握していると思っておりますが、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今おっしゃられましたけれども、現在、クラブによって、職員数や建物の面積等の基準により今現在6年生まで受け入れができていないことや、先ほど申し上げましたように、随時の受け入れがなかなか困難ということになっております。これは先ほど言いましたように、職員数や建物の基準というところが壁にどうしてもなっているところです。

それ以外にも、クラブそれぞれの状況によっては問題があると思っておりますけれども、すぐに解消できませんが、今後もそれぞれのクラブと協議しながら、今後支援を続けていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 世間では、働き方改革などと言っております。小さいお子さんがいらっしゃる女性にとって、まだまだ玖珠町は家事と仕事を両立するには厳しい現状だと思うわけでございます。

子供を見るのは親の責任であります。仕事をしてお金を稼がないと生活ができないわけでございます。ある保護者の方から私も言われたわけでございますが、どこの企業も土日、祝祭日が公務員のように休みじゃないんですよと、どうかしてくださいと。私にはまだそんな力はございませんけれどもとか言うわけにもいかないの、ぜひとも町のほうにお伺いをしたいと思って、今回質問をさせていただいたわけでございます。どこの企業も、先ほど言ったように、土日、祝祭日が休みならばよいのですが、そうはいかないわけでございます。祖父母がいる家庭、また誰かかわりに子供を見てくれる家庭は安心ですが、シングルマザーで子供と2人暮らしの方など本当に困ると思うんです。せめて土曜日だけでも安心して子供を預けることができる場所を確保したり、何か努力をしていただきたいと思います。交流人口や建物ばかりではなくて、少数でも困っている方に優しいまちづくり、ソフト面にも力をぜひ入れていただきたい。

そこで、社協のほうの事業でファミリーサポートなど、また別にお金のかかる事業もあるようですが、時間の延長や土日、祝祭日に子供を預かることが今後できるか、また計画があるかを教えていただきたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今、議員さんおっしゃられましたとおり、土日は全て休みに保護者の方がなるということはないということは認識しております。ただ、先ほど申しましたとおり、それぞれのクラブの状況によって、職員をふやせば可能であるけれども、なかなかその職員をふやすということが非常に難しいという、またお答えを聞いておりますし、今、各休園の幼稚園で行っておりますけれども、そこにはそれぞれのクラブにお貸ししていますので管理上の問題も出てきます。玖珠町が仮に土曜日どこかで開こうとすると、新たな場所をまた見つけなくてはならなくなりまして、それぞれの児童につきましても、月曜日から金曜日まで通うところと土曜日に通うところが違うとか、いろいろ問題点が出てきておりますので、今後しないということではないんですけれども、クラブ等と検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 今の御答弁、次にお聞きするところに関連するわけですが、玖珠町の中でも、先ほどのお話がありましたけれども、児童数の多い校区とか少ない校区がありますが、校区によっては放課後児童クラブがない校区もあるわけですが、年度によって児童数の変動がありますので、希望される児童が多くて利用できない校区もあるでしょうし、利用する児童がいないのでなくてもいい校区というのは年度によっては出てくると思います。そして、そんな中で小学校6学年あるわけですが、6年生がいないというさっきお話もありましたが、北山田のほうはいらっしゃるということで、低学年から、以前は3年生まででしたかね、それが27年から小学生ということになりましたので、低学年から高学年の子供にふさわしい放課後児童クラブのあり方についても議論が必要になってきました。というのも、現状の放課後児童クラブは低学年向けに運営されているため、高学年の子供の利用が認められても、高学年の子供にとってはちょっとつまらないとか物足りない場所ということになりかねなくて、児童クラブに行かず別の場所で抜け出して遊んだり、帰宅していたりということもあるようです。これは玖珠町だけではないですが、よその町村でもそういう話も聞いております。

そこで、学年に応じた対応など、校区や年齢の実情に合う連携した取り組みを今から考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

まず、現時点においては、授業とかそういうところにおける連携した取り組みについては考えておりませんし、実際されておられません。先ほども言われましたけれども、他の校区からの受け入れについては、そのクラブの受け入れ状況にもよりますけれども、特に校区制限を設けているわけではございませんので、あきがあれば、先ほど先生の人数、面積、部屋の数とかありますけれども、そこらあたりがクリアできれば特に問題はないということです。

例えばですけれども、八幡地区の放課後児童クラブの設置は今されておられません、現時点で特に

要望も受けておりませんし、出ておりません。昨年は4名の八幡地区の希望者の方がいらっしゃいましたけれども、森地区の放課後児童クラブのほうで対応させていただいておりますので、幅広く融通という言葉は適切かどうかわかりませんが、聞く範囲内ではそれぞれのクラブ、努力していただいているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 結局、先ほどから御答弁聞いていると、やっぱりお金がかかると思うんです。基準に合った場所も必要ですし、私も勝手なことばかりお願いします、お願いしますと言って申しわけないんですが、現実的には子供たちを見ていただく施設やマンパワーがなければ成立しないわけでございます。放課後の子供たちが安心して過ごせる場所を、多少お金、予算をかけてでも確保していただきたい。条件整備もとてもおこなっているんじゃないでしょうか。先ほども言いました平成27年4月からまた変わった部分もありますので、対応するのに本当に職員さんも大変と思います。特に、課長さんの御答弁のとおり、施設、場所と指導員、それにかかわる職員さん、その条件整備というのは最も重要な課題だと思うわけでございます。多くの指導員さんは不安定な雇用で、働く条件は大変厳しい状態であるとも聞いております。入れるのは簡単ですけども、見るほうもやっぱり本当に大変だと思うんです。そこもやっぱり考えて、ぜひ今後利用する側にも、それを見る側にも困っている方に優しいまちづくり、そういうことに予算をかけることが人を育てて、今後の玖珠町のためになるのではないかと思うわけでございます。今後の子ども・子育て支援事業の強化をぜひともお願いいたします。町長、ぜひともお願いいたします。

次に、障害者差別解消法についてお尋ねしたいと思います。

障害者施策は世界的な大きな流れの中で、日本においても近年大きく前進してまいりました。特に国連におきまして平成18年に採択され、平成20年に発行いたしました障害者の権利に関する条約があるわけですが、この条約が国内外の障害者施策を前進させる大きなきっかけとなりました。国内では平成28年4月に、今からお伺いいたします障害者差別解消法が施行されました。そういった意味でも、この障害者差別解消法は日本の障害者施策にとってもターニングポイントとも言える非常に重要なものであります。近年、マスメディアでも障害者の方々にスポットが当たり、以前に比べ社会的認知はされてきてはおりますが、先進国の中の日本といたしましては、まだまだ閉鎖的な部分もあるのではないのでしょうか。

我が大分県でも多くの障害者の方々が集う大分国際車いすマラソン大会があります。残念ながら第37回大分国際車いすマラソン大会は台風の影響で中止になりました。そして、今後大きな障害者の方々の祭典といたしまして、2020年4月24日から東京オリンピックが開催され、あわせてパラリンピックがあるわけでございます。8月25日から約2週間にわたって私たちに感動を与えてくれると思うわけであります。

障害のある人もない人もともに住みやすい玖珠町を築いていくためにも、この法律を有効に機能さ

せ差別解消に努める必要がありますが、まず、この法律の概要についてお伺いいたします。そして、問題が起きた場合の玖珠町としての対応方法、その仕組みを教えてくださいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、障害者差別解消法の概要につきまして、主に3点のことを定めております。まず1点目は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること、2点目は、差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、3点目には、行政機関ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す対応要領、対応指針を作成することとなっております。また、相談及び紛争の防止等のための体制整備や啓発活動により、障害を理由とする差別の解消を行うための支援措置について定めております。

次に、問題が起きた場合の対処法とその仕組みについてお答えいたします。

障害を理由とする差別につきましては、障害の種類や差別を受けた場所など多種多様であると考えております。差別が起きた際には、差別を受けた方もしくはその関係者からの相談、その相談先がいろいろあると思いますけれども、最終的には福祉保健課まで情報提供があるものと考えております。福祉保健課といたしましては、関係機関の協力を得ながら障害のある方の性別や年齢、その方が置かれている状況等に十分注意し、事象発生場所の調査を行い、不当な差別的取り扱いに相当するか慎重に判断しながら的確に対処したいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） なぜこのような質問をさせていただいたかと申しますと、玖珠町では啓発活動等は行っておりますが、国・県からおりてきたものを、どこもそうなんですけれども、当たり前縦の流れで行っているだけではないかとの御意見をいただいたからでございます。

障害者の方々に対しては、地方に行けば行くほど偏見が多く、閉鎖的のような気がするわけでございます。玖珠町にも高齢者や障害者の施設が年々ふえてきており、今後も新しい施設が開設していくことと思うわけでありまして、お互いに尊重し合える社会を築いていこうという動きが広がりを見せているにもかかわらず、差別や偏見を受けたという声があるのはなぜでしょうか。それは、どのようなことが差別に当たるのか、多くの人が意とせず過ごしているからではないでしょうか。世の中の常識とされている健常者本意の意識や行動、仕組みが、障害者や高齢者の方々に不利益な不都合をもたらしているかもしれないということを、我々一人一人が意識し、考える必要があると思います。

そこでお尋ねいたしますが、玖珠町の町民の皆さん方に対する理解、啓発を含めた具体的な取り組みについて、どのように行っているのか伺います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 理解、啓発関係での質問にお答えさせていただきます。

障害者の差別につきましては、障害に関する知識や理解の不足などが大きいと考えられることから、

毎月広報で障害福祉サービス提供事業所や各種サービスの紹介を行い、障害に対する理解を求めているところがございます。また、障害者差別解消法につきましては、広報くす平成28年3月号にてお知らせしたところです。

また、行政職員として障害者に適切に対応し、相談等に的確に対応できるよう、この法について平成28年6月に職員研修を実施しております。今後は身近に起こりそうな事例などを紹介して、町民皆様により一層の理解を図りたいと考えているところでございます。

○議長（河野博文君） 帆足人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（帆足浩一君） 啓発について、人権同和啓発センターのほうからどのような取り組みをしたかということで、お答えをしたいと思います。

まず、人権同和啓発センターの役割といたしましては、法の周知という観点で啓発を行っております。ことしの4月からこの法が施行されておりますので、法の周知をするために各地区人権同和教育推進協議会と合同でのぼりを作成し、各施設の入り口に掲示をしております。また、9月1日の自治委員文書に障害者差別解消法とヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法の3本の部分でありますけれども、チラシを全戸配布しております。また、本日開催されます人権を考える町民の集いにおきましても、来場者にその法の周知をするためのチラシを用意しているところであります。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） まさにきょう、人権の集いがメルサンホールであるわけでございます。メルサンホールも入っても五、六百人かなと思うんです。せっかく防災無線とかありますので、いつありますとか放送されていますが、きょうは人権何とかデーですとか、差別解消何とかデーですとか、そういうのも玖珠町のメルサンホールで何々があるも含めまして、一般の町民の方にもそういう世間の何とかデーとか、そういう差別にかかわること、日とかをお知らせするのもまた一つの啓発かなと思います。

啓発活動は大切なことだと思います。広く皆さんに周知していただくために、先ほどおっしゃっていただきました、御答弁いただきました。のぼりをつくったり文書を出したり、いろいろされておるわけでございます。広く皆さんに認知をしていただくことが先決であります。そして、認知していただいた後にどのような対策をするのがさらに大切になってくるのではないのでしょうか。行政として皆さんに広くお知らせをしましたよで終わってしまうことが多いように思うわけであります。障害者や高齢者の方々に、いかに住みよく安全に過ごしていただける仕組みづくりをしていくかが求められるわけであります。

あるテレビで見たことであるのですが、聴覚障害を持つ言葉を発することができない妊婦さんが町中で急変しておりまして、言葉が出ないことにより助けを求めることができないという場面を見ました。ヘルプマーク、ヘルプカードというものを御存じでしょうか。内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても、その人が周囲の配慮や援助を必要としているということを知らせるためのマークでありまして、これは東京都が先駆けて対象者に都営の交通機関などで配付を行う

とともに、優先席へのステッカー表示を実施し、思いやりのある行動をとることを呼びかけているとのこと。また、愛知県では、外見からはわかりづらい病気や障害のある人を手助けする意思をあらわすサポートハートマークをつくっており、障害者や高齢者が身につけるのではなく、一般の方が身につけて、どうぞお声かけくださいと障害者や高齢者の方にアピールする、お示しする、そういう方々に助けを求めやすくしておるわけでございます。

ハートが重なるマークに思いやりにあふれた社会になってほしいとの思いを込め、作成しているようであります。

そこで質問ですが、大分県のほうでもマスコットキャラクターのめじろんのヘルプカードを作成しているとも聞きました。玖珠町でヘルプカード、ヘルプマーク等を導入される考え、または、それとまた別にオリジナルの活動とか、そういうカードをつくるのか、今後考えがあるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） ヘルプマーク、ヘルプカードの導入の件についてお答えさせていただきます。

ヘルプカードにつきましては、大分県が、先ほど議員さんおっしゃられましたけれども、29年度中の配付に取り組んでいるということをお聞きしております。カードの配付場所は、市町村窓口を基本としていますということでございますので、玖珠町といたしましては、独自のヘルプカードは作成せずに、県が配付予定をしておりますヘルプカードで対応していきたいと考えております。

それから、ヘルプマークの導入につきましては、カードの状況ほど全国的には進んでいないのが現状でございます。その理由といたしましては、ヘルプカードは自分が助けてもらいたいときに相手にお示ししますが、ヘルプマークは、常に多くの人の目に触れるため、悪用される事案が近年出てきているのをお聞きしております。そういう意味もありまして、現在、ヘルプマークにつきましては導入に対しては慎重に進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 独自の活動というか、玖珠町のそういうものはつくる考えがないということですが、大分県のマスコットキャラクターのめじろんのカードをやっぱ玖珠町のほうで用意しているとか、あるということでございますので、ぜひともそれを配っていただきたいと思えます。そんなに皆さんが目にしなないと思うんです。でも、積極的に配ることで、例えば、あるおじいちゃんとかおばあちゃんがぼっと見たときに、こりゃなんじゃろかち、これ障害者の人の助けを求めカードなんやなとか、それだけでもやはり普及になると思えますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

また、障害者の方や高齢者の方々は、日ごろの生活だけではなくて、体調の急変時、または地震、災害時などにも適切な対応を受けられるかどうか不安に思っていたりするのではないのでしょうか。今

後、2018年10月6日から11月25日まで開催される国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭大分大会、またはラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックを控え、県内にも国内だけではなく世界中からの多くの人が集まり、公共の場において支援や配慮を必要とする場面はふえてくると思います。そうした状況において、幅広く共通し、普及啓発がしやすい周囲の支援や配慮を必要とする人たちのためのシンボルマークとして、そういったヘルプマーク等を導入することが今後必要であると考えます。玖珠町として関係団体の方々としっかり協議をしていただいて、ヘルプマーク、ヘルプカードの認知・導入をぜひとも環境を整えていただき、進めていただきたいと思います。

そして、玖珠町の本当に寒い冬がやってまいりました。本日私、特に最後のまとめをそこまで考えていなかったんですが、年度末なりまして、寒くて体調を崩しやすい時期でございます。皆さん、体を御自愛されまして、また来年皆さんと一緒に変わらぬメンバーで、また和気あいあいといい玖珠町の議会運営ができるといいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 5番松下善法議員の質問を終わります。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

お諮りします。

あす8日から18日までの11日間は常任委員会及び議案考察のため休会、19日は閉会日といたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす8日から18日までの11日間は常任委員会及び議案考察のための休会、19日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後3時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月7日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 松下善法

署 名 議 員 宿 利 忠 明